

令和元年

三重県議会定例会会議録

(6 月 10 日)
(第 5 号)

第5号
6月10日

令和元年

三重県議会定例会会議録

第 5 号

○令和元年6月10日（月曜日）

議事日程（第5号）

令和元年6月10日（月）午前10時開議

第 1 県政に対する質問

〔一般質問〕

会 議 に 付 し た 事 件

日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	川 口	円
2	番	喜 田	健 児
3	番	中 瀬	信 之
4	番	平 畑	武
5	番	石 垣	智 矢
6	番	小 林	貴 虎
7	番	山 本	佐知子
8	番	山 崎	博
9	番	中瀬古	初 美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下 野	幸 助

12	番	田	中	智	也
13	番	藤	根	正	典
14	番	小	島	智	子
15	番	木	津	直	樹
16	番	田	中	祐	治
17	番	野	口		正
18	番	倉	本	崇	弘
19	番	野	村	保	夫
20	番	山	内	道	明
21	番	山	本	里	香
22	番	稻	森	稔	尚
23	番	濱	井	初	男
24	番	森	野	真	治
25	番	津	村		衛
26	番	杉	本	熊	野
27	番	藤	田	宜	三
28	番	稻	垣	昭	義
29	番	石	田	成	生
30	番	小	林	正	人
31	番	服	部	富	男
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	村	林		聡
37	番	今	井	智	広
38	番	北	川	裕	之
39	番	日	沖	正	信

40	番	舟 橋	裕 幸
41	番	三 谷	哲 央
43	番	中 村	進 一
44	番	津 田	健 児
45	番	中 嶋	年 規
46	番	青 木	謙 順
47	番	中 森	博 文
48	番	前 野	和 美
49	番	舘	直 人
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記（事務局次長）	畑 中 一 宝
書 記（議事課長）	西 塔 裕 行
書 記（企画法務課長）	枅 屋 武
書 記（議事課課長補佐兼班長）	平 井 靖 士
書 記（議事課主幹）	黒 川 恭 子
書 記（議事課主査）	岡 野 俊 之

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	渡 邊 信一郎
副 知 事	稲 垣 清 文
危機管理統括監	服 部 浩

防災対策部長	日 沖 正 人
戦略企画部長	福 永 和 伸
総 務 部 長	紀 平 勉
医療保健部長	福 井 敏 人
子ども・福祉部長	大 橋 範 秀
環境生活部長	井戸畑 真 之
地域連携部長	大 西 宏 弥
農林水産部長	前 田 茂 樹
雇用経済部長	村 上 亘
県土整備部長	渡 辺 克 己
環境生活部廃棄物対策局長	中 川 和 也
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日出夫
地域連携部南部地域活性化局長	伊 藤 久美子
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
企 業 庁 長	山 神 秀 次
病院事業庁長	加 藤 和 浩
会計管理者兼出納局長	荒 木 敏 之
教 育 長	廣 田 恵 子
公安委員会委員	山 本 進
警 察 本 部 長	難 波 健 太
代表監査委員	山 口 和 夫
監査委員事務局長	水 島 徹
人事委員会委員	戸 神 範 雄
人事委員会事務局長	山 口 武 美

選挙管理委員会委員

野 田 恵 子

労働委員会事務局長

山 岡 哲 也

午前10時0分開議

開

議

○議長（中嶋年規） ただいまから本日の会議を開きます。

質

問

○議長（中嶋年規） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。27番 藤田宜三議員。

〔27番 藤田宜三議員登壇・拍手〕

○27番（藤田宜三） 皆さん、おはようございます。新政みえ、鈴鹿市選出の藤田宜三でございます。

今日は特に私のためか知りませんが、花がたくさんあるように思いますが、いつもこの話をせえと後ろのほうから言われますので、やっぱりヒマワリがいいですね。それから、シンビジウムも入っておりまして、私も洋ランをつくってありましたんで、そういう御配慮かなと思いながら、あと質問をさせていただきます。

まず初めに、昨年、農業に関しての質問がこの議場でできませんでしたので、まず農業についての質問をさせていただきたいと思います。

知事、3期目の当選をされて、本当に頑張っていたきたいなと思ひながら、私も4期目を頑張らせていただきたいと、こんなふうに思ひながら質問をさせていただこうと思うんですが、最初に当選をされたときに第一次行動計画という一つの方向性を出されて、その中で、もうかる農業という言葉を初めて使っていたいただいた知事でありますし、本当にそういう意味では非常に

期待をし、いろんなお話をお聞かせいただきながら注目をさせていただいてきたわけでございます。

具体的にどんなふうなことをやられたのかなということをちょっと調べさせてもらいましたら、最初に三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例というのをつくっていただいて、それに基づいて基本方針をつくられて、同時に地域活性化プランというものをつくって、地域、いわゆる農村でございますので、地域という捉え方をしてその振興を進めていくという面的な発想をされた施策をやっていたいたり、あるいは農業の生産現場において、生産の合理化であったり、あるいは増産のための技術、その研究、普及ということをする施策であったり、6次産業化を目指しての加工販売ということについてもやっていくと。

そして、何よりもみえフードイノベーション・ネットワークを使いながら、三重県営業本部も含めて、第2次産業、第3次産業とも一緒になって、商品を開発しながら販売力の強化をやっていく、そういう施策をやってきていただいたわけでございます。

今回のこれ、未来展望みえの会の政策集というのを、（冊子を示す）私は、これ白黒ですけども、読ませていただいたら、もうかるということと持続可能な農業の実現ということを目標にしてやられているということでございます。

まず冒頭に、もうかる農業ということを掲げられて8年が過ぎました。その8年を過ぎて、掲げた一つの方向性、農業者にとってもうかる。当然、農業者というのは、捉え方がいろいろあるかというふうに思います。第1種、第2種の兼業農家もありますし、専業農家あるいは認定農業者もあると思いますけども、やっぱり中心となっていくのは専業農家、認定農業者というところが中心になっていくと思っておりますが、これらの方が、この政策、8年間やっていただいた中で、もうかったのか、可処分所得が増えたのか、そのことについてまずお聞かせ願いたいなど。同時にその施策をやってくる中で、課題が明確になっておるのであれば、お聞かせいただきたいと思います。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、もうかる農業を目指した施策の成果と課題、あるいは今後の方針について御答弁をさせていただきます。

県では、もうかる農業として、収益力の高い農業や、農村地域全体で生み出す価値の向上を図る取組が、県内各地で積極的に展開されている姿の実現を目指しています。

こうした中、特に、収益力の高い専門的農業を目指す認定農業者の規模拡大や経営改善を図り、所得を向上させるため、様々な取組を進めているところでございます。

具体的には、市町、J A、農業改良普及センター等が連携しながら、生産面では、経営規模が十分でない経営体等への経営規模を拡大するための農地の集積・集約化、個人経営体における経営管理能力と信用力の向上を目指した経営の法人化、また農産物の安全を確保するとともに、経営改善を図るための国際水準G A Pの認証取得に対する支援、省力化や処理能力のアップなど、生産性を向上させるための施設、機械の導入支援などに取り組みますとともに、また販売面といたしましては、収入の拡大を目指して、みえフードイノベーション・ネットワークなどの活用による農産加工品の開発や県内外における販路開拓、幅広い視野を持った経営の実践に向けた、流通や加工などの食品産業事業者などと連携する機会の提供などに取り組んできたところでございます。

こうした中、平成30年度末に行いました、県内の認定農業者を対象にした経営実態調査では、回答のあった個人経営体における平成30年の平均農業所得が470万円となっており、認定農業者の育成に向け設定しております農業所得目標の500万円に近い所得となっております。

しかしながら、3分の2の認定農業者が500万円未満の農業所得となっている状況や、特に水田農業や野菜、果樹などの個人経営体の所得が相対的に低くなっていることから、こうした所得が少なく、発展途上にある経営体の規模拡大や経営改善を進め、所得向上を図ることが喫緊の課題であると考えております。

このため、引き続き、これまでの生産面、販売面の支援に取り組むとともに、特に、水田農業や、野菜、果樹などの露地栽培の経営体などを中心に、集落等において、将来の農業ビジョンや担い手となる農業者等を明確にし、農地の集積・集約化を確実に進めるための人・農地プランの策定に向けた支援や、収量や品質を安定、向上させるための栽培技術の習得支援、また経営規模の拡大等に対応した農業機械・施設の導入支援などに一層取り組み、規模拡大によるスケールメリットの獲得や経営改善による農業所得の向上を図り、もうかる農業の実現につなげてまいります。

〔27番 藤田宜三議員登壇〕

○27番（藤田宜三） 御答弁ありがとうございます。

御答弁いただいたんですが、一番私が聞きたかったのは所得が470万円、この数字でございます。農業所得というのは、家族でやっていらっしゃるわけございまして、この金額が本当にどうなのか、そのうち3分の2が平均以下、500万円以下という数字とお聞きました。470万円の所得で、果たして子どもを2人育てて大学へやれる金額なのかどうか、私はいかがなものかなと思うわけでございます。

この辺のところをもう少し定量的に調査をしながら、どういう対応をしていくのか。先ほどいろいろお話をいただきました。農地を集積していく、あるいは技術を上げていく、あるいは機械導入に対して支援をしていくというお話でございました。それも当然でございますが、トータル的な施策がやっぱり大事だと思います。後でもお話しさせていただきますけども、出口の話を含めて、ぜひとも行政の皆さん方のお力を農家の皆さんにお貸しいただきたいとお願いいたします。

今まで大型の農業に対して支援をしてきているという経過もございます。一つはモデルをつくって、そのモデルに対して成功事例をつくって、それを水平展開していく、行政としてはこういう形をとらざるを得ないと思いますが、このやり方、でか過ぎると、後に続くことができない規模になってしまう可能性もありますので、その辺のところもぜひ留意しながら、家族経営ブ

ラスアルファで生活が、可処分所得があつて、子どもたちを大学へやれると
いうことを目指していただいて、幅広い生産農家が三重県の中で存在する、
そういうことをぜひとも考えていただきたいと思います。大変期待いたして
おりますので、よろしくお願い申し上げて、この項の質問を終わります。

次に、種子条例の制定について、御質問させていただきたいと思います。

一昨年、平成29年に、この問題をこの場で質問させていただきました。ぜ
ひともつくっていただきたい。種子法がなくなってしまうと、何とか条例と
いう形でお願いしたいということで質問させていただきました。

そのときの農林水産部長の回答をちょっと読ませていただきますと、主要
農作物種子法は廃止ということになりましたけれども、県といたしましては、
稲、麦、大豆の種子確保は水田農業の推進にとって極めて重要であると考え
ておりますので、法廃止後も引き続き種子生産に関与していく必要があると
考えております。特に、本県の気候や土壌に適した優良な種子を確保してい
くために、まず品種特性などの技術情報の収集、分析、また種子生産者に対
する技術的な支援、あるいはコシヒカリ、結びの神など県内で必要な種子の
原種でありますとか原原種の確保、また種子生産の計画策定、それと生産さ
れた種子の審査など技術面を中心に、これまで培われてきましたノウハウを
生かしながら取り組んでいくことが重要であると考えているところでござい
ます、とお答えいただいております。

私、質問させていただきましたけれども、我が意を得たりと言いますか、や
はり行政も種子に関しては本当に重要視していただいておりますし、その
ときの答弁を聞いた農業者の皆さんも同様に、我が意を得たり
というふうに思われた方が多いのではないかと思います。

特に今回統一地方選挙がございまして、私、いろんな地域を回らせていた
だき、特に農業者の皆さん方とお話をする機会がございました。そのときに
種子条例は必要だよ、こうこうで必要だよと私は思うと。そのとおりだ
と。県はどう思つとんのやと、県も同じこと思つとんのやと。そうやけども、
何で条例にしやへんのやという話をたくさんお伺いしました。条例にしない

のは不思議だ、こんな意見でございました。

恐らく鈴木知事におかれても、今回の統一地方選挙、いろんなところを精力的にお回りになっていることを存じていますけども、そんな中で同じような意見をお聞きになっているのではないかなと私は思うんですが、どうなんでしょうか。

また、日本国内を見ても9道県が既に条例をつくっております。特に農業県と言われるところはほとんどつくっております。そのうち2県については議提条例、議会のほうでつくられた県もございますけども、9道県がつくっていただいております。この辺を担当部局の担当者とお話させていただくと、重要性はよくわかつとるが、要綱で十分という意見が返ってまいります。

私も鈴木知事も恐らくそうだと思いますけども、大変その重要性というのは御理解いただいておりますし、担当部局の方もそうだと思っております。

しかしながら、こういう言い方はちょっと失礼な言い方ですけども、5年先、10年先に、極論ですよ、要綱は執行部の一方的な考え方で変えることが可能だと私は思っています。そのように重要性が高い内容であれば、変更する場合に、どうなんだということが議会で議論ができる状態にする、つまり条例化しておくことが私は本当に必要でないかな、そういう意味で我々議会もそうですし、執行部としても、その意思はやっぱり明確にしておく必要があるんじゃないかなと思っておりますが、鈴木知事の御意見をお伺いしたいなと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 種子条例の制定に向けた考えということであります。

主要農作物種子法は、官民の総力を挙げた種子の開発、供給体制を構築し、種子開発を活性化させるため、これまでの都道府県に対する種子供給の義務づけを解除することを目的に、昨年4月に廃止されました。

本県では、種子法の廃止後、切れ目なく、三重県主要農作物採種事業実施要綱を策定し、生産者の皆さんが安心して農業生産に取り組めるよう、従来

と同様に、稲、麦、大豆の優良種子の安定供給体制の構築を進めてきたところであります。

また、新たな要綱のもとでの種子の生産状況、審査手続等を確認、検証するため、昨年5月にJAグループなど関係機関の参画のもと、三重県主要農作物採種事業検討会を設置しており、これまでの検証の結果、現時点においては優良種子の確保について、特段の支障がないということを確認しています。

御提案のありました条例化につきましては、既に制定しました9道県の実況も把握しつつ、関係団体の皆さんなどの御意見もしっかりお聞きしながら、引き続き検討会において、その必要性も含め検討していきたいと考えております。

藤田議員おっしゃったように、私もこの知事選挙を戦わせていただく中で各地に参りますと、農業関係の方のみならず、例えば津新町駅前で街頭演説しているときも、終わった後に声をかけてくださった方で、種子頼むねというふうにおっしゃった方もいらっしゃいます。ですので、重要性は十分理解しているつもりではありますし、一方で先ほどの執行部と議会との関係など様々な課題もあろうかと思しますので、今申し上げましたように、関係団体の皆さんの意見などをよく聞きながら検討していきたいと思っております。

〔27番 藤田宜三議員登壇〕

○27番（藤田宜三） 御答弁いただきましてありがとうございます。

関係機関と相談をしながらということがつきましたけども、やはりこのことは本当に私は重要やと思います。関係機関の皆さん方とお話をさせていただいても、やっぱり要るよな、形にしとかなあかんということもお聞きしていますので、関係機関、協議会をつくっていただいておりますので、その中で御検討いただいて条例化を図っていくという方向で、ぜひとも前向きに進めていただきますようお願い申し上げまして、この項の質問を終わらせていただきます。

次に、先ほど、ちょっと申し上げましたが、もうかる農業、その視点

から考えたときに、いかに商品を売っていくか、これがやっぱり一番大きなポイントになってくるのだらうと思っております。

三重県で生産されたものを、どういう形で、どういうところで、どんな皆さんが、どんな局面で使われるんだ、というようなことを含めながら、販売戦略を練っていく必要があるのだらうと思っております。使用者であつたり消費者の皆さん方の要望が何なのかというマーケティングをやる、そしてマーケティングで得た情報に合わせた生産をする。ここには先ほど申し上げたように行政の皆さん方の、あるいは研究機関の皆さん方の知恵を拝借しながら、効率的に合理的に生産をする、その上ででき上がった商品をどのように売っていくのか、どのようなプロモーションで、どんなふうな形で、ということにつながっていくと思っておりますが、この辺についてはかなりいろんな形でやっていただいておりますと私も思っております。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、それを契機にして、三重県として農林水産品を売っていこうという戦略をつくっていただいたわけでございます。当然、それをつくっていく前に、前段に、東京オリパラ三重県農林水産協議会というのを設置いただいて、その中でどんなふうやっていくかという戦略を立てていただいた。

昨年、三重県農林水産品販売拡大戦略というのをちょっと読ませていただきましたけれども、かなり膨大な資料でつくっていただいております。これを一つの契機に三重県の農林水産品を売っていこうという意思のあらわれだと思っておりますけれども、その中でちょっと読ませていただいたんですが、東京2020大会のスポンサーと連携した各種取組、いろんな取組をやっていたと思うんですが、その中で74品目の県産農林水産品の利用を促進したというふうにお書きいただいております。このことを含めて、この戦略をもって具体的な活動を1年間続けられてきたと思いますけれども、先ほど申し上げた内容も含めて、現在の到達地点といいますか、成果といいますか、それと今後どんなふうにしていくのか、特に2020年というのはもう来年でございますので、この後、じゃ、どんなふう考えてみえるのかというようなこ

とも含めまして、成果をぜひともお話ししたいと思えます。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 農林水産品の販売拡大に関しますこれまでの取組の成果と今後の対応についてお答え申し上げます。

県では、東京2020オリンピック・パラリンピックを県産農林水産品を世界に向けて発信する大きなチャンスと捉え、平成30年10月に東京2020大会を契機とした三重県農林水産品販売拡大戦略を策定したところでございます。

本戦略に基づき、県産品が大会のあらゆる場面で選ばれるよう、県と農林水産関係団体で構成する東京オリパラ三重県農林水産協議会が一丸となって、大会で食事を提供するケータリング事業者や首都圏ホテル、大会スポンサーをターゲットにした戦略的なプロモーションを実施しております。

これまでの成果として、昨年10月に都内で三重県レセプションを開催し、メディアや大会関係者などに、大会への食材供給を目指す生産者や高校生が会場で取組紹介を行うとともに、三重なばなどGAP認証や農福連携の食材を中心とした料理を提供し、大会関係者の県産品に対する認知度や評価の向上につなげることができました。

首都圏ホテル等をターゲットとした取組では、三重ブランドなどストーリー性がある県産品のプロモーションを実施し、延べ23の首都圏ホテル等で結びの神やアテモヤなど215品目の県産品が使用されました。

なお、県が実施したアンケート調査によりますと、首都圏ホテル等が実施した三重県フェアの平均的な実績として、1開催当たり700万円程度の取引につながっております。

また、大会スポンサーと連携した取組では、国際線機内食や県内量販店イベント等で、さくらポークなど74品目が使用されるなど、県産品の認知度向上につながったと考えております。

大会開催が間近に迫った今年度は、選手村等で提供される飲食メニューが決定されることとなっており、食材調達が本格化してきます。

そのため、県ではケータリング事業者をはじめとする大会関係者を県内に

招聘し、県産品のストーリーや生産者の思いなどを伝える現地ならではのプロモーション活動を積極的に展開し、1品でも多くの県産品が大会で利用されるようしっかりと働きかけてまいりたいと考えております。

〔27番 藤田宜三議員登壇〕

○27番（藤田宜三） 御答弁ありがとうございます。

東京オリパラに向けて、いろいろ対策をとっていただいておりますというのはよくわかりましたんですが、確認させていただきたいんですが、1回につき700万円の売り上げというのは、その会場での契約成立というふうに考えていいのか、そしてその回数は何回ぐらいやられたのか、お教えいただけますか。

○農林水産部長（前田茂樹） この700万円の実績の分でございますけども、大体1ホテル当たり、フェアが1カ月当たりの県産品の取引額が平均350万円ということで、通常、このフェア、これも平均ですけども、2カ月間程度実施をしていただいておりますので、それで1フェア当たり平均2カ月で700万円程度ということでさせていただきます。

この対象は、平成29年度から30年11月までの19カ月間に開催していただいたところでございまして、アンケートに八つのホテル等で開催の実績をお答えいただいたという形になってございます。

以上でございます。

〔27番 藤田宜三議員登壇〕

○27番（藤田宜三） そうすると、23ホテルで、平均ですけども、1回、2カ月のフェア、三重レセプションというのをやっていただいたということですか。

○農林水産部長（前田茂樹） はい、平均でございますけども、そういう形になってございます。

〔27番 藤田宜三議員登壇〕

○27番（藤田宜三） ありがとうございます。

恐らくこれについての経費もいろいろかかっていると思いますが、実際こ

ういう現場で三重の商品をこういう形で使っていただける、そして1カ月平均350万円、2カ月で700万円、こういう事業といえますか、内容というのは私としても非常に貴重なやり方だと思っておりますので、こういう具体的な事業をぜひとも進めていただきたいと思います。ぜひとも頑張ってくださいというエールを送って、この問題の質問を終わらせていただきます。

続きまして、和牛の子牛の供給対策について伺いをしたいと思います。

皆様方、御存じのように松阪牛、伊賀牛など全国的に高いブランド評価をしていただいとる和牛が肥育されておる我が県でございますけども、ちょっと統計を調べさせていただきましたら、肥育農家が172戸、肥育頭数が2万2600頭。その子牛を供給する繁殖農家数が36戸。繁殖用雌牛頭数は1350頭。2万2600頭を肥育しとって、大体2年かかりますので、この半分、年間1万2000頭ぐらいの子牛が要るんだということなんですけども、繁殖用の牛が1350頭と。どうなのかなと思ってお聞きしたら、供給割合の推計値は8%弱ということでございます。残りは全部県外から導入をしているということでございます。

この肉用子牛が、全国的に繁殖牛が減少してきたという影響を受けまして、平成24年以降、上昇を続けておると。平成28年には最高水準まで行って、平均してだと思えますけど、85万円を突破するに至ったと。最近では、ちょっと繁殖雌牛の増加によって76万円程度だと聞いておりますけども、非常に高いところでとまっていると。

その状況の中で、肥育農家にとっては非常に経営を圧迫しておるということでございます。三重県としては松阪牛という非常にブランド性の高い、あるいは伊賀牛というブランド性の高い牛の生産を振興していく必要があるだろうと思っております。良質の系統でなければならない、肉質に影響が出てまいりますので、できれば県内から安定的に供給できるという体制をつくり、7%、8%ではやっぱり少ないのかな、もっと増やすことによって、子牛価格にも影響していくような形で対策を立てるという体制をつくっていくことが必要ではないかなと思っております。

最近、聞いた話でございますけども、非常に優良な系統の雌牛から卵子を取り出して、非常に優良な系統の雄牛と交配をして体外受精をする。体外受精をした卵子をもう一度牛の子宮に戻して着床させて子どもを生ませるというやり方もあると聞いております。

いろいろ技術的なこともあろうかと思いますが、県として肉用子牛の供給体制をどんなふうに考えているのか、どんなふうに今後進めていこうとしているのか、お話を伺いしたいと思います。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 子牛の価格高騰に対する県の和牛繁殖基盤の強化に向けた取組について御答弁をさせていただきます。

松阪牛や伊賀牛をはじめ、県内でブランド牛を肥育する農家の多くは、県外から肥育用子牛を導入しておりますことから、全国的な子牛価格の高騰の影響を受けやすい状況にあります。

このため、県では、県産ブランド牛の生産振興を図っていく上で、優れた肥育用子牛を県内で生産し、肥育農家に安定供給していく体制の構築による繁殖基盤の強化が必要でありますことから、まず県内で子牛生産に取り組む和牛繁殖農家を増やす取組、それから優れた血統の繁殖用雌牛を効率的に増やす取組を進めておるところでございます。

具体的には、和牛繁殖農家を増やす取組といたしましては、県内農家やＪＡ全農みえなどが中心となって、繁殖雌牛の増頭や繁殖技術の向上を目的として設立されました三重県和牛繁殖協議会を核といたしまして、繁殖経営を新規に始める農家や小規模な繁殖農家に対する初期費用の支援、家畜保健衛生所による繁殖牛の健康維持のための新しい飼養管理技術の導入サポート、また国の事業を活用した繁殖雌牛の増頭への支援などを行ってきており、こうした結果、和牛繁殖協議会に参加する繁殖農家は、設立当初の29事業体から48事業体まで増加するなど、肥育用子牛の生産拡大につながってきております。

また、優れた血統の繁殖用雌牛を増やす取組といたしましては、受精卵移

植技術を活用した効率的な手法により、畜産研究所の優秀な雌牛から採取した受精卵を繁殖農家に供給し、そこで生まれた子牛を繁殖雌牛に育てていくことで、優れた肥育用子牛の県内生産の拡大につなげています。

さらに、こうした取組に加えて、受精卵を安定した状態で保存する技術の開発、二つの受精卵を1頭の牛に同時に移植し、双子を生産する技術の確立及び県内農場で受精卵移植を行う民間技術者の養成なども進めておるところでございます。

今後も引き続き、三重県和牛繁殖協議会と連携をしながら、和牛繁殖農家のさらなる拡大や、畜産研究所を中心とした受精卵の供給体制の充実を図りながら、県内産の優れた肥育用子牛の供給拡大に向けた体制の強化に取り組んでまいります。

〔27番 藤田宜三議員登壇〕

○27番（藤田宜三） 答弁ありがとうございます。

やはり受精卵を供給していく。今のお話ですと、現在では良系の母牛を、繁殖牛を増やしていくのに、どうも中心が置かれているのかなというふうにお聞きしましたが、やはり肥育農家の子牛を生産するということへ直接的に結びつけていくようなことを、今後は考えていかないとだめな時代に来ているのかなと。2万2600頭、それに1350頭。これは頑張って倍になっても、これ29軒から48軒、倍になっても2700頭ですか、マックス。それでは追いつかんというのが現状ではないかなと思います。

考え方によっては、繁殖用の皆さん方が頑張ってくださいというのは一つですが、やはり仮腹というやり方で受精卵を乳牛に着床させて、子牛を生産するという方法もあるかと思うので、その辺のことも含めて、とにかくにも産地のブランドを守っていく上で、和牛子牛の供給の対策にはいろんな方法をぜひとも考えていただいて、安心して肥育農家が肥育をできるように対策をとっていただきたいということをお願いして、この項の質問を終わります。

続いて、農福連携について質問させていただきたいと思います。

障がい者就労について、鈴木知事は本当に力を入れていただいとって、C o t t i 菜をはじめとして労働界の連合やあるいは経営者、行政とが一緒になって進めていただいておりますのは、本当に我々、存じ上げているわけでございますけれども、そんな中で農業と福祉とが連携して双方にメリットを生み出すということがいわゆる農福連携の基本的な考え方かなと思っております。

障がい者の方が農作業をする中で、皆さん方が自信を持って、そして農作業、食物をつくることの中で生きがいをつくる。そういう中で社会参画していくことができる、こういう一つの方法として、重要な施策であると思っておりますし、そのことについて知事も全国知事会のネットワークの会長までしていただいておりますので、非常に頑張ってくださいとるとするのは、本当に理解いたしておるわけでございます。

特に、先日、6月4日だったと思いますけれども、農福連携等推進会議が首相官邸で開催されて、農福連携全国都道府県ネットワークの会長として、鈴木知事も出席いただいておりますと聞いております。その資料をちょっと読ませていただきました。内容は、最初に日本基金が調査をやったと。福祉側からもこれはええと。それから農業者、農業経営体からもちょっと作業を工夫すると、非常にプラスに働くんだという結果が出ておるということでございまして、そんな中で国としても後押しをしていこうという会議であったように聞いております。

具体的にどんなことをされるのかという話の中で、ちょっと気のついたこと、これが推進ビジョン案なんですけれども、（現物を示す）ワンストップで農福連携を相談できる窓口を整備していこうと。あるいは、農業経営体と障がい者就労施設の間にそれぞれのニーズがあるんで、マッチングをする仕組みをつくっていこう。また、実際に現場で障がい者が農作業をしていく上で、コーディネーターがどうしても要るんだと。福祉の知識と農業の知識、双方を持った方が要るんだということで、こういうマッチングを紹介するコーディネーターと、そして今申し上げた現場で双方の間をつなぐ、これは工業、ものづくり、あるいはサービス産業なんかも含めて、第2次産業、第3次産

業ではジョブコーチという名前がついておるんですが、その農業版の制度をつくって、ジョブコーチをつくっていこうということが書いてあります。同時に障がい者が農業経営体の中でやっていくには、農業経営体が元気でないといかんので、それにも力を入れていこうということでございます。

はじめに、知事のほうから農福連携について、今までの成果と今後の方向性について御意見をお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 農福連携のこれまでの取組成果と今後の方向性ということでもありますけれども、藤田議員におかれましては、農福連携について大変御理解いただき、様々なイベント、協議会の会議、そういうところにも常に顔を出していただきまして、激励いただきまして本当にありがとうございます。

改めて答弁させていただきたいと思います。

障がい者の就労機会の拡大を図る上で、農業には、様々な種類の作業があり、障がい者の適性などに応じた作業に従事していただける可能性が高いことなどから、農福連携に大きな期待を持ち、知事に初めて就任した平成23年度から、農福連携を重点的に進めてまいりました。

特に本県では、県内の福祉事業所などが会員となって設立された一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会などと連携しながら、福祉事業所が農業に参入し、障がい者の農作業への従事が円滑に進むよう、専門人材として、障がい者に対する指導力や農業に関する技術などを合わせ持った農業版ジョブコーチの育成に取り組んできたところです。

こうした農業版ジョブコーチの活動などにより、県内の農業参入した福祉事業所及び農業に従事する障がい者は、平成30年度にはそれぞれ46事業所、613名となり、取組を始めた平成23年度のおよそ3倍に拡大しています。

また、農業参入した福祉事業所からは、農業に従事する障がい者の出勤率の向上による賃金の増加や体力の増進、精神面の安定などの効果も見られることが報告されており、農業が障がい者の能力を引き出す可能性が確認され

ています。

また、農福連携を行っている事業所で国際水準GAPを取得する先進的な事例も生まれてきました。

こうした取組を進めることとあわせて、平成28年度に開催した農福連携全国サミットinみえを契機に、全47都道府県が参加する農福連携全国都道府県ネットワークの設立につなげました。

このネットワークでは、会長県として、都道府県の連携を高めながら、国への提言活動や施策研究、農福連携をPRするための農福連携マルシェの開催などにより、農福連携の全国的な機運醸成を図ってきたところです。

このような官民の盛り上がりを受け、先ほど御紹介いただきましたが、国におきましても、さらなる推進を図る観点から4月に内閣官房長官を議長とし、農林水産、厚生労働両大臣をはじめ関係省庁も横断的に参加する農福連携等推進会議が立ち上げられ、政府全体で農福連携等推進ビジョンの策定が進められてきました。

この推進会議には私も出席し、社会的な認知度向上に向けた農業版ジョブコーチの育成及び認定制度の創設をはじめ、障がい者が生産に携わったノウフク商品の積極的なPRなどを提案してきました。

先般開催された推進会議では、ビジョンが決定され、その中には、農業版ジョブコーチを育成する仕組みを構築していくことや、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に合わせた農福連携マルシェの開催を検討していくことが盛り込まれました。

また、農業版ジョブコーチの認定制度の創設について、農林水産大臣からしっかりと検討していく旨の発言もあったところです。

今後は、こうした農業版ジョブコーチの活動をさらに促進するとともに、農業にとどまらず、既に展開が始まりつつある林業や水産業においても専門人材を育成することで、障がい者が様々な作業に従事し、活躍できる環境を県全体に広げていきます。

また、今年度、国が新たに制度化したノウフクJASについても、認証取

得を目指す福祉事業所に対するサポートに取り組むこととしています。

今後とも、全ての人々が地域で暮らし、生きがいを共につくり、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、農福連携の推進に取り組んでまいります。

〔27番 藤田宜三議員登壇〕

○27番（藤田宜三） 御答弁ありがとうございました。本当にさすが会長ということで、頑張っていておられるということでございます。

本当に農業というのが、障がい者雇用を進めていく上で、一つの大きな柱になっている、その中で障がい者にとって活躍のしやすい、能力を伸ばしやすい職場であると思っております。

一つ、最近、話題になっておりますひきこもりという皆さんに対して、農福連携を進める障がい者就労支援施設での活動が非常に有効であるというお話をお聞きしましたので、ちょっとお話だけさせていただきたいと思います。

この方は家にずっといられた方なんですけれども、精神科医の診察を受けて心理検査を行って、そして適応障害だったと思いますけれども、それを受けて、自立支援医療等の福祉サービスを受けることが可能になった。このサービスを受けると、障がい者手帳がなくてもB型作業所へ行くことができて、このB型作業所で農業生産活動に加わったと。

その中で先ほど知事もおっしゃったように、体力あるいは精神面での内容がどんどんよくなって元気を取り戻してきたと。非常にいい状況だということでございますので、ぜひこういう考え方もあるんだということで、ひきこもりと言われている皆さん方がぜひともこういう制度を使いながら、作業所で元気に頑張っていたきたいなと思っております。

先ほど、知事からお話をいただいた一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会というのがあるんですが、これが中心になって農業版ジョブトレーナーと、知事がお話いただきましたけれども、農業ジョブトレーナーをこの間、ずっと研修を行って認定してきたという経過がございまして、この辺のところを含めて、今後、農福連携推進という視点から見たときに、県として

どんな体制で臨んでいくのかという話をぜひともお聞かせいただきたいなと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 農福連携をさらに推進するための体制の充実についてですが、今後、さらに障がい者の方の活躍の場を広げていくためには、これまでの福祉事業所の農業参入に加えて、農業者、農業経営体が生産現場において障がい者の方々が可能な作業を創出し、福祉事業所に委託していく、いわゆる施設外就労を促進することが必要と考えています。

このため、これまでの推進体制に加え、施設外就労に取り組む福祉事業所と農業者を地域段階でマッチングしていく仕組みとして、地域の障がい者支援組織やＪＡなどが参画した地域推進体制の新たな構築を図りながら、より広がりをもった農福連携の推進に取り組んでまいります。

あと、先ほど藤田議員が前段でおっしゃったひきこもりの関係のところについては、今回の決定された政府のビジョンにおいても、農福の福のところの広がり、高齢者、生活困窮者、ひきこもり、あるいは働きづらさや生きづらさを感じている方、犯罪や非行をした方の立ち直り、そういうところへも広がっていく、そんなことも決定されているところであります。

〔27番 藤田宜三議員登壇〕

○27番（藤田宜三） 時間がどんどん進んでいって、大変やなと思っとるんですけども、この間、三重県障がい者就農促進協議会、ここが非常に頑張ってきていただいております。

ところが財政的基盤が非常に脆弱なんです。先日、岐阜県の内容を聞きに行っていました。あそこはチャレンジセンターというのを県の外郭団体で持っているんですね。場所と人間を確保して、このような内容を進めていただいております。

やはり三重県もこの促進協議会というものを中心に、場所と人、この二つぐらいは支援をしていくような仕組みをぜひつくっていただいて、バックアップをしていただきたいと思います。これは全国知事会のネットワークの

会長として、ぜひともやっていただきたいというお願いをして、この項を終わります。

次に、外国人の子弟の話について、特に日本語教育について、ちょっとお話を伺いたいと思います。

このことは昨年も一昨年も、外国につながる子どもたちの就学前教育と、これをもっと充実してほしいという質問や要望をさせていただきました。その結果、今年度、人材育成と教材、そしてマニュアルをつくっていくということで予算をつけていただきました。その重要性というのは御理解いただいたということだと思いますけども、具体的に本年度はどのような取組を行っていただくのか、お聞かせいただけますか。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） それでは、外国につながる子供たちの就学前支援につきまして、本年度の取組についてお答え申し上げます。

本県に多く在住しております外国人住民は、定住化の傾向にございまして、外国籍の子どもの数も増加しております。また、国籍は日本でも、外国にルーツのある子どもたちもおります。

こうした、いわゆる外国につながる子どもたちの中には、日本語での日常会話が十分にできない、あるいは日常会話ができて学習に必要な言語能力が不足している子どもたちもいることから、基礎的な学力を身につける時期に日本語指導、あるいは学習支援を行うことが重要であると認識しております。

また、子どもたちがスムーズに小学校生活を送れるように、入学までに子どもや保護者が知っておくべきことなどを提供する場として、就学前支援教室は大変有意義であると考えております。

県内では、松阪市及び四日市市において、就学前支援を行っておりまして、支援教室に通った子どもたちは、スムーズに小学校生活へ移行できたというような効果も聞いております。

県としましては、市町によって外国につながる子どもの数や国籍、指導者

の有無など状況が異なる中で、その状況に応じて支援教室を実施できるように必要となるコーディネーターや指導者、通訳者などの人材を育成するとともに、教材やノウハウをまとめたマニュアルを作成いたします。

また、市町が小学校入学前の時期に実施できるよう、年内に人材育成や教材、マニュアルの作成を完了することを目指し、同時に市町へ支援教室の実施を働きかけるとともに、必要な助言や関係機関との調整等の支援をしております。

以上でございます。

〔27番 藤田宜三議員登壇〕

○27番（藤田宜三） ありがとうございます。本当にやっと動いていただいたなという思いがございます。

この内容を先般の説明会の際に同僚議員から単年度事業というふうな回答をいただいたんですけども、マニュアルをつくるのか教材をつくるというのはわかりますけども、人材育成というのは、単年度で終わるようなものではないかなと思いますが、次年度以降、どう展開していくのか、お考えをお聞かせいただけますか。

○環境生活部長（井戸畑真之） 就学前教育はますます重要になってくると考えておりまして、来年度以降も今年度作成する教材、マニュアルを活用した就学前支援教室がより多くの市町で実施されるよう説明会を実施するほか、県市町多文化共生ワーキングなどあらゆる機会を捉えまして、県教育委員会や子ども・福祉部とも連携しながら、支援教室の普及に努めてまいります。

また、今年度、支援教室を実施している中で、いろいろ課題も出てこようかと思いますので、市町とともに教材やマニュアルを見直すなど、外国につながる子どもたちを取り巻く状況の変化に的確に対応してまいりたいと考えております。

〔27番 藤田 宜三議員登壇〕

○27番（藤田宜三） 基本的には市町がやっていく事業だと思いますけども、県としての基本的な考えというのは持つべきだと思っていますけども、具体

的な就学前支援教室の内容、考え方をお聞かせいただければと思います。

○環境生活部長（井戸畑真之） 具体的な内容でございますが、まず支援教室の内容といたしましては、子どもに対しましては、学校生活に必要な日本語やルールを身につけてもらう学習を、また保護者に対しましては、読み聞かせや家庭学習の重要性、日本の学校生活について理解を深めてもらうための情報提供を実施していただきたいと考えております。

また、実施期間につきましては、先行する松阪市を参考に、入学前の1月から3月に開催していただくことを想定しながら、マニュアル等を整備する予定でございます。

しかしながら、市町における支援教室の対象者や期間等につきましては、それぞれの人員や予算、あるいは支援教室に参加する子どもの在留期間など様々でございますので、このマニュアルを参考にしながら、例えば対象年齢を引き下げていただくとか、あるいは開始時期を早めていただくとか、それぞれの判断で実施いただきたいと思っております。県としてもそういう市町の取組を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔27番 藤田宜三議員登壇〕

○27番（藤田宜三） ありがとうございます。ぜひその方向でどんどん進めていっていただきたいと思っております。

特に期間については、今、3カ月というのが多うございますけども、やっぱり期間を増やしていく、あるいは保育園、幼稚園において、日本語教育が開けるような体制づくりというの必要なと思っております。入管法が改正されましたので、これから確実に外国人労働者の数はどんどん増加してくるんだろう、同時に子どもたちも増えてくるんだと思っております。

時間がないんであれなんですけど、本当に予算的な問題が出てくると思います。労働界、それから産業界を含めて、やっぱり基金の創設も今後、視野に入れていく必要があるのではないかとということを申し上げ、ぜひとも今後、起こり得るいろんな問題について、特に子どもに日本語を獲得をさせること

について、ぜひとも行政の、県の力添えをいただくようお願い申し上げます。
して、質問を終結させていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（中嶋年規） 30番 小林正人議員。

〔30番 小林正人議員登壇・拍手〕

○30番（小林正人） 皆さん、おはようございます。自由民主党県議団の鈴鹿市選出、小林正人でございます。今日は改選後の初めての一般質問ということで、張り切らせていただこうかなと思ったんですが、3日ほど前から風邪を引いてしまいまして、不覚にも鼻声でございます。しっかりと頑張らせていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いをいたします。

それでは、早速、通告に基づきまして質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目でございますが、景気回復の実感につなげるための中小企業・小規模企業の振興についてであります。

日本経済の状況は、内閣府の平成30年度年次経済財政報告を見ると、国内総生産GDPは過去最大の約550兆円、企業収益は過去最高の約75兆円、就業者数は5年間で約251万人の増、有効求人倍率は1.63と1970年代前半以来の高水準となっております。また、先行きについては当面、一部に弱さが残るものの、雇用、所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待されます。

ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響に一層の注意をするとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある、となっております。

また、県内経済においても、戦略企画部の平成28年度三重県民経済計算を見てみますと、県内総生産は実質8兆942億円で、平成18年度以降では最も高い状況でありますし、生産は一部に弱さが見られるものの、全体としては増加基調にあります。

また、個人消費は緩やかに持ち直しておりますし、雇用情勢は確実に回復している、となっております。

ちなみに、三重労働局の平成31年3月労働市場月報では、有効求人倍率、1.71倍で全国第14位、現在は1.73倍となっております。

このように、全国的にも県内を見ても数字上では明らかに景気は回復傾向にあります。

しかしながら、実際に地域の中小企業や小規模企業等を回っているいろいろと話を聞いてみますと、なかなか厳しい、景気回復、そういった実感はないというような声が大変多く、まさに数字と感覚の、いわゆる景況感というものの乖離を感じます。

このような数値と実感の乖離、知事におかれてはどのように思われておられるのか、またこのような中小企業や小規模企業等の声を聞いて、今後の対策はどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 県内の中小企業、小規模企業の皆さんの景気回復に関する実感に対する認識、あるいは今後の中小企業、小規模企業の振興にどう取り組んでいくかということについて答弁したいと思います。

直近の平成31年3月の経済指標から見た県内経済の情勢は、生産はおおむね横ばいで、個人消費は緩やかに持ち直し、雇用情勢は着実に改善しており、このようなおおむねよい流れが一定期間続いている状況です。

しかし、私自身はさきの選挙を通じ、まさに先ほど小林議員がおっしゃっていただいたのと同じく、このようなマクロ経済指標の上昇傾向に伴う経済の成長を、なかなか現場では実感できないという県民の皆様の声を県内各地でお聞きしました。

深刻な労働力不足や後継者難など、県内の中小企業、小規模企業を取り巻く環境は依然厳しいものがあり、また、米中間の通商問題や英国のEU離脱など、世界経済情勢に大きな影響を及ぼす動きにより、先行き不透明感が増

しています。こうしたことなどから景気回復を実感できるという状況には、なかなかないのではないかと感じています。

県は、中小企業、小規模企業が、本県の経済を牽引し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している重要な存在であるという認識のもと、平成26年4月に三重県中小企業・小規模企業振興条例を施行し、中小企業、小規模企業の技術の高度化、経営の向上、資金供給の円滑化、販路の拡大など、中小企業、小規模企業が直面する幅広い経営課題の解決に取り組んでいるところです。

こうした中で、県が実施する5000社アンケートの調査結果によると、5年前の条例施行時と比べ、中小企業、小規模企業が取り組む課題として、従業員の確保難、これが21.4%から46.5%に上昇、後継者不足、事業承継難、これが5.4%から12.5%に上昇、などを選んだ企業が大幅に増加するなど、状況の変化が見られます。また、災害への対応というのを選んだ企業も4.2%あり、これはこれまで課題の上位にランクインしていなかったんですけれども、こういうものがランクインすることになってきております。

一方で、国においては、A I や I o T 等の革新的な技術に牽引される第四次産業革命の社会実装による S o c i e t y 5.0 の実現が加速しつつあり、これらへの対応も求められています。

そこで、条例に基づく施策について、5000社アンケートやヒアリング調査、県内5地域に設置した、みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会などを活用して、施策の成果や課題について検証を行います。

その上で、昨年11月に策定した、みえ産業振興ビジョンで掲げた、知恵や知識、技術を組み合わせ、あるいはつなぎ直していく K U M I N A O S H I の視点も入れて、新たな課題の対応策を検討します。

今後も県内の中小企業、小規模企業が持続的に発展し、景気回復を実感していただけるよう、国や市町、商工団体、地域金融機関、三重県産業支援センターなどの支援機関と連携しながら、きめ細かな支援にしっかりと取り組んでまいります。

まさに、小林議員おっしゃっていただいた指標と実感の乖離、それから中小企業、小規模企業、個人事業主の方々が抱える新しい課題、そういうものに対応していきたいと思っております、全体として、マクロ指標のよいのを支えていただくような製造業とかもしっかり応援しつつも、中小、小規模企業、個人事業主の方が元気になっていただいて、三重県経済のこの分厚さというか、そういうのを増していくような形になれるように、そういうのを目指して頑張っていきたいと思います。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） 知事、ありがとうございます。まさにパーフェクトなお答えだったと思います。

まさに知事もおっしゃいました労働力不足の現状とか、業種によっても感じ方は変わってくると思いますし、一概に数値だけでは、そういった景気全体を判断するというのはなかなか難しいのかなと、そんなふうにも思います。今後も、先ほどおっしゃったように、三重県においては中小企業・小規模企業振興条例等ありますので、しっかりと現場感覚でその振興に向けて取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、二つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

若者の県内定着（学びの選択肢の拡大）についてであります。

今さらながらですが、県内の社会減は非常に深刻な問題であります。直近の平成29年では転出者数は2万9696人で、転出超過数は4063人となり、そのうち年齢別では15歳から29歳までが3387人と全体の83%を占めている状況であります。

また、みえ県民意識調査によりますと、親の世帯から離れて暮らしたことがある方について、その居住地は県外という方が半分の50%であり、理由については、結婚が36.8%、次いで就職、転職、転勤等が27.2%、3番目に入学、進学が18.6%となっております。

今回は中でも、この入学、進学時に転出される方が多いという問題についてお聞きしたいと思います。

まず、このフリップを少し見ていただきたいと思います。（パネルを示す）こちらのほうですね。これは、平成29年度ですけれども、県立高等学校卒業者の進路状況の表であります。

それから、二つ目、こちらです。（パネルを示す）こちらは、県内高等教育機関における入学定員ですね。いわゆる大学とか高等専門学校の定員の数でございます。

これを見ていただきながら、昨今の大学の進学率でありますけれども、平成29年度県立高等学校卒業生 1万2341人に対し、大学、専修学校を合わせると63.7%で7858人となり、年々増加傾向にあります。

しかしながら、県内の高校を卒業し大学等に進学される方のうち、約8割が県外の大学に進学されるという状況であり、このことは県内大学の魅力不足、収容力不足、まさに学びの選択肢不足であるのではと考えます。

特に収容力という点においては、県内大学収容人数は令和元年度で3950人であり、収容力指数は一番新しい数値で44.7、全国第46位と非常に低位であります。

これらのことを改善する取組としては、いろいろ考えられますが、その一つとして、例えば東京圏や名古屋圏、大阪圏にある大学のサテライトキャンパスを設置することも非常に有効であると考えます。特に東京圏においては人口の転入超過が近年12万人を超え、東京一極集中に歯どめがかかっていないということから、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、東京圏の大学の地方へのサテライトキャンパスの設置や、地方への移転を促進するという内容が盛り込まれました。

また従来、サテライトキャンパスの設置においては、建物やその費用負担等が大きな問題となっておりましたが、近年は建物を伴わないバーチャルな形態もあり、非常に多様化しているそうであります。

以上のようなことから、都市部の魅力ある大学のサテライトキャンパスを誘致することは、大学進学者の県内定着や三重の地方創生にも大きく影響すると考えますが、御所見をお伺いいたします。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（福永和伸） それでは、県外の大学のサテライトキャンパスの誘致に関して御答弁申し上げます。

本県では、転出超過数が2年連続して約4000人を超えておりまして、若者がその約8割を占める状況にございます。特に、大学等高等教育機関への進学時に多くの若者が県外に転出しますので、この進学時における対策が極めて重要と考えております。

このため、県内の高等教育機関が進学先として選択されるよう、県内高等教育機関の魅力向上や学びの選択肢の拡大に向けた取組を進めてきております。

このうち、学びの選択肢の拡大に関しましては、一昨年度、県外の全ての私立大学を対象に、今後10年以内に、大学、キャンパス、学部等を設置または移転を検討する可能性についてアンケートを実施いたしました。この調査で、魅力を感じる地域として、東海と回答した大学が11校ありまして、その意向を電話で確認しましたところ、具体的に三重県を想定している大学はないという状況でございました。

一方、国において大学の制度改革が進められている中で、東京への人口の一極集中を是正し、若者が地方で進学、就職しやすい環境づくりを後押しするために、いわゆる地方大学振興法が平成30年に成立しまして、東京23区内の大学等の定員を令和10年3月末までの10年間、原則として増加させることができないということとなりました。

また、東京圏の大学による地方へのサテライトキャンパスの設置が進展するよう、内閣官房において、今年度、大学等と地方公共団体との連携を推進するための情報ポータルサイトの開設や相談室の設置など、マッチングの仕組みが構築されます。

このような動きは、地方の高等教育機関の学びの選択肢の拡大に向けて、県外大学等のサテライトキャンパス誘致に係るチャンスと捉えることができます。

本県として、今年度は、国のマッチングの仕組みを活用するとともに、本県独自でも、東京23区内を中心に、中部圏や関西圏も視野に入れつつ、大学等を直接訪問しまして、三重県への関心の度合いですとか新たな学部等の設置を検討する場合に行政に期待する事項等について情報を収集しまして、連携協力関係の開拓、それから将来的なサテライトキャンパスの誘致に向けた働きかけを機を逃さず取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） 御答弁ありがとうございます。なかなか厳しいようですね。非常にハードルが高いと思いますけれども、先ほどの答弁の中で、今後、三重県に関心を持っていただけるように、各大学を直接回っていただくような御努力もしていただくということなので、それに期待をさせていただいて、今後も頑張っていただきたいと思います。

次に、三つ目の質問に入らせていただきます。子どもの貧困対策についてであります。

厚生労働省によりますと、平成28年国民生活基礎調査の結果、子どもの貧困率は13.9%で、前回3年前の調査時よりも2.4ポイント改善はしたものの、おおよそ子ども7人に1人が貧困状態にあります。

また、子どもがいる世帯のうち、一人親世帯の子どもの貧困率は50.8%と半数を超えております。これは大人が2人以上いる世帯の約5倍に当たります。

このような現状を鑑み、三重県においても子どもの将来が、生まれ育った環境に左右されたり、貧困の連鎖によって閉ざされることのないよう、子どもの貧困対策を着実かつ継続的に実行するために、平成28年度から平成31年度までの4年間を期間とし、三重県子どもの貧困対策計画を策定され、いろいろなことに取り組んでいただいたと思います。

一般的には、貧困の子どもたちをサポートする、いわゆる支援ですが、三つに分類をされると思います。

その一つ目としては調査や提言であり、貧困状態に悩む子どもたちがどんなことに困っているのか、その実態を調査し国や行政機関に具体的な提言をする。

二つ目としては中間支援、例えば地域で子どもたちを支える組織や人を支える活動、ワークショップや交流会、研修会の開催等であります。

三つ目は直接支援であり、子どもたちを物心両面で支えるため、例えば入学の際に一時給付金を支給する等であります。

そこでお伺いをいたします。子どもの貧困対策法では、給付支援等は基本的には都道府県に関してはあくまで努力義務規定ということは承知しておりますけれども、今回の計画の中で、さきに述べました三つの支援、県独自で行った取組にはどのようなものがあるのか、また、その結果と今後の対策はどのように考えるのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 子どもの貧困対策についてお答えいたします。

県では、保育所や児童相談所の協力を得て実施した貧困家庭の実態調査の結果を踏まえて、平成28年3月に、教育の支援、生活の支援、親の就労支援を柱とする、三重県子どもの貧困対策計画を策定しました。

計画の推進に当たっては、幅広い関係者が連携した支援体制を整備するため、県と市町、関係機関等で構成する三重県子どもの貧困対策推進会議を設置するとともに、県庁内でも関係部局で構成する庁内連絡会議を設置し、情報の共有や連携強化を進めてきたところです。

子どもの貧困対策は幅広い取組が必要ですが、中でも貧困の連鎖解消に向けた学習支援と、子どもの安全を確保し、子どもの声を聞き必要な支援につなげる居場所づくりが特に重要であると考えております。

まず学習支援については、平成29年度の推進会議のテーマに取り上げ、先進事例の紹介や意見交換を行うなど、市町等に学習支援の充実を働きかけました。

また、ひとり親家庭の学習支援を行う市町への補助や、県と市町で生活困窮家庭を対象とした学習支援の実施等を進めた結果、生活困窮家庭やひとり親家庭を対象とした学習支援が利用できる市町の数、計画策定時の6市町から、平成30年度には28市町へと大きく拡大しております。

次に、居場所づくりについては、子ども食堂に着目し、昨年度は、多くの団体が子ども食堂に参画できるよう、運営のノウハウをまとめたハンドブックを作成するとともに、開設講座を開催しました。あわせて、子ども食堂の関係者が中心となって三重子ども食堂ネットワークも設立されるなど、子ども食堂を推進する体制が整いました。

その他にも、家計が苦しい家庭に必要なときに支援の手が届くよう、小・中学校入学前の学用品費の前倒し支給、未就学児の子どもの医療費の窓口無料化、ひとり親家庭に支給される児童扶養手当の支給回数の増加などが改善が進みました。

現在、国では、子どもの貧困対策の推進に関する法律や子どもの貧困に関する大綱の見直しが議論されており、住民に直接接する市町の役割の強化等が検討されております。

今年度は、現行の県計画の最終年度であることから、国の動向を注視しつつ、県のこれまでの取組成果と課題を検証するとともに、貧困家庭の現状をしっかりと把握した上で、子どもたちが家庭環境に左右されることなく、夢と希望を持って将来を切り開いていけるよう、より実効性の高い計画を策定してまいります。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） ありがとうございます。御答弁をいただきました。

本当にいろいろと取り組んでいただいていることが理解できました。特に学習支援、それから居場所づくりということを中心に取り組んでいただいております。このようなことであります。

そういった中で、今後、国の動向を注視しながらという最後のところなんですけれども、例えば国において高等学校等就学支援金制度においては、修業

年限による支給制限というのがあります。こういったものを緩和していただくとか、また大学及び専門学校への進学準備給付金が創設されておりますけれども、貸与型奨学金の返還に係る負担を理由に受給申請を諦めている学生が増えておるといふふうに聞きます。そういったことでありますので、この辺のことも今後しっかりと国のほうに提言をしていただければなと、そのように要望をさせていただきます。

次に、この県の計画の中の五つの支援の柱の中で、特に学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策の展開に関してですが、昨今の多様化した生活背景から課題を抱かえた子どもたちに対して、教育相談を充実させる取組、先ほど学習支援という言葉がありましたけれども、学校だけでは、なかなか解決が困難な事案も多数あることから関係機関、この場合、関係機関は、地域もそうなんですけれども、NPOや地域づくり協議会、いろいろ自治会等も含めた全ての機関を言いますけれども、連携した取組が今まで以上に必要になると考えますが、その対策はどのようにされておられるのか。

またもう一つ、心理や福祉の専門職であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置においても、今後さらなる拡充が必要と考えますが、御所見をお伺いしたいと思います。

○教育長（廣田恵子） 学校をプラットフォームとした貧困対策の展開、それからスクールソーシャルワーカー等の専門人材の配置についての御質問でございます。

地域と連携した取組については、各市町において、地域住民が中心となり大学生や教員OBの協力を得て、平日の夜間や夏休みに学習支援を実施するなど、地域の実情に応じた取組が進められているところです。鈴鹿市においても、多くの小学校、中学校で夏休みを利用して個別学習の支援が行われているところです。

県教育委員会としては、このような市町の好事例や国事業の活用について情報提供を行うことを通して、市町の取組を支援していきたいと考えておりますし、現在も行っております。

それから、次にスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーについての御質問でございますが、家庭環境などに課題を抱える子どもたちを支援していくためには、学校だけでなく、福祉等の関係機関と連携することが必要です。そのために県教育委員会では、スクールソーシャルワーカーをこれまで増員をしてきており、今年度も11名から12名体制とし、学校等からの要請による派遣や巡回相談を行っているところです。

子どもたちがより安心して学習できる環境づくりを進めるためには、スクールソーシャルワーカーの役割は重要だと考えており、国に対しても配置等について要望を続けていきたいと考えております。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） ありがとうございます。

前段の部分では、今後も地域としっかりと連携をして取り組んでいただきたいと思いますし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの重要性に関しましても、十分御理解いただいているということで、今後でもできる限りの配慮をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、四つ目の質問に入らせていただきたいと思います。障がい者の親亡き後の問題についてであります。

この問題は障がい者の生活の場を大規模入所施設に求めた施設要求運動の時代から、ノーマライゼーション思想を背景の一つとした地域福祉への転換が強調されてからの今日に至るまで解決されていない問題であります。そんな中、3障がいのうち、今回は特に知的障がい者の親亡き後の問題について質問をさせていただきたいと思います。

昨今の厚生労働省の調査によれば、日常生活で家族等の支援を毎日受けている障がい者の割合は、身体障がい者で21.3%、精神障がい者は22.5%、知的障がい者は43.7%で、知的障がい者は他の障がいの約2倍であります。

また、支援を受けていない障がい者の割合は、身体障がい者が37.3%、精神障がい者が28.7%、知的障がい者は17.9%であり、知的障がい者がいかに日常生活を親に依存しているのかがわかります。言うなれば、知的障がい者

にとつての親とは、いろいろな支援制度と同等、それ以上の機能を担っていると言っても過言ではないと思いますし、その親を亡くした後の本人の不安というものも、命をつなぐというくらい大変大きいものであると思います。

また、親の願い、不安というものも、居場所、住まいや医療ケアなどの確保の問題から、日常生活における細やかな支援に至るまで大変深刻であると思います。

ここで親亡き後の本人の不安として大きく3点を挙げさせていただきます。

まず1点目は、日常生活の見守りに対する不安であります。このことは、親によって全面的にこれまで支えられてきた日常生活の細やかな支援がなくなることに対する不安であり、具体的には公的サービスや制度の活用、地域関係、相談機関への本人の意思表示等が限りなく難しくなるということでもあります。

2点目は、本人の自立した将来像が描けないことへの不安であります。親がいる間は、本人の将来像がたとえ漠然としたものであっても相談ができます。

しかし、いざ親が亡くなってから公的な相談機関があっても漠然とした不安はなかなか相談しづらく、相談者のいない人ほど将来に対する見通しが持てないという人が多いそうであります。

3点目は、本人の権利擁護に対する不安であります。いわゆる、本人の財産管理や人権等、また日々の暮らしの中には、福祉サービスを受ける際の契約等、簡易な法的手続等があります。本人の権利を守る法的な仕組みとして成年後見制度がありますが、利用度が低いということや本人を理解してくれる後見人がどう選ばれるのかが不安という声も多いようであります。

以上のようなことから、さきに挙げました三つの不安に対する解消策や取組、知的障がい者の親亡き後の支援策について、県としてどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 障がい者の親亡き後の問題について回答い

たします。

県では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、みえ障がい者共生社会づくりプランに基づき、障がい者施策を推進しています。

プランでは、障がい者がどこでどのような生活を送るかについて、自らの意思で選択し、安全で安心して暮らすことができる、安心を実感できる地域社会づくりや、障がいの有無を一人ひとり違う個性として認め合うことのできる、多様性を認め合う共生社会づくりを進めることとしています。

親亡き後の支援策としては、特に暮らしの場としてのグループホームの整備が重要であり、県ではプランに基づき、計画的に整備に取り組んでいます。が、依然としてグループホームを必要とする障がい者は多く、さらに整備を進めていく必要があります。

グループホームについては、賃貸住宅の活用や自主整備による設置も行われていますが、県としては、安心を実感できる地域社会づくりに向けて、さらに整備が促進されるよう、引き続き施設整備に要する費用に対し補助を行ってまいります。

また、多様性を認め合う共生社会づくりに向けては、本年4月に全面施行された、障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例に基づき、障がいを理由とする差別の解消や障がい者に対する理解の促進を図るための取組を進めていくとともに、障がい者の成年後見制度の周知、啓発や、成年後見を必要としている障がい者を支援する関係者の育成などの権利擁護の取組を進めてまいります。

県としては、障がい者が必要な支援を受けながら、地域で安心して自立した生活ができ、障がいのある子どもを持つ親の不安が少しでも解消されるよう、グループホームの整備や障がい者の権利擁護の取組に加え、障害福祉サービスの充実や日中活動の場の確保、相談支援体制の充実、就労支援などに、総合的に取り組んでまいります。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） ありがとうございます。いろいろと取り組んでいただいておりますことが理解できました。

大橋部長が淡々とお答えになられると、何かこう熱いものを感じられないんですよね。何かやってますよみたいな感じで、もっと熱意を持ってびゅっと言っていただけると、ありがとうございますという言葉も出るんですけども、何かこうぴんとこないのかなというようなところでありまして、御答弁の中に、みえ障がい者共生社会づくりプラン、この推進ということ、それから障がい者の地域移行受け皿整備事業、これは先ほどおっしゃっていただきました、グループホームや日中活動の場の整備、これをやっていただく事業でありますけれども、今年度も予算として約1億8000万円を上げていただいておりますし、また相談支援体制の部分でも、障がい者相談支援体制強化事業として、今年度で1億7700万円ほど予算を計上していただいております。このことは大変評価をさせていただきます。

しかしながら、先ほど部長の御答弁にもありましたが、最終的にはグループホーム、これを増設していく、このことが必要なんだということを言われました。

私も地域なんかを結構回ってますと、障がいをお持ちの御家族の方から、土地を提供するから上物を建ててくださいと、そういった御要望もたくさん聞くわけでありまして、やはり本当に今後、このグループホームの増設というのが非常に必要不可欠であるのではなかろうかなと、そんなようにも考えております。

そうなんですけれども、現状は、例えば先ほど補助をしているよということも言っていただきました。例えば、国の補助、それから県の補助、二つ御紹介させていただくんですけども、国の補助で言いますと、障害者施設整備費という事業で、1施設当たり大体2400万円の補助の上限があるんですね。そして、県単事業では、障害者グループホーム緊急整備事業というのがございまして、こちらのほうは、1施設当たり大体1500万円という上限があります。当然、全体の事業費において国または県、市、事業者と各分担率がある

というのはこれはあれなんですけれども、この上限金額ですと事業者、グループホームを建てていただくもとの業者の負担が格段に大きくなることから、この上限金額の引き上げというか、そういったことは考えられないものかということをもう一度お聞かせいただきたいのと、またグループホームを建てていただく際に、定員や職員の配置基準、こういったものを今後緩和していったらどうかということも考えますし、それからもう一つ、重度の障がいを抱える方の支援を可能とする日中サービス支援型というのが御存じのようにございます。大体、グループホームですと、7人で一つのユニット型のグループホームなんですけども、この日中サービス支援型というのは、一つの建物へ入居を20名まで認めるという新しい種類のグループホーム、こういったもののさらなる推進をしていったらどうかということを知りたいのと、それから今、社会的問題にもなっております民家や空き家の有効活用、こういったことをしてはどうか。そして何といたっても、グループホームを地域で設立しようと思いますと、地域住民の方の理解が非常に必要であると。なかなか今この理解を得ることが難しい時代になっておりますので、こういうことの努力が大変必要だと考えますが、それらのことについて、もう一度、御答弁をお願いしたいと思います。

○子ども・福祉部長（大橋範秀） グループホームの整備に対する県単独補助金につきましては、整備箇所数の確保を優先している中で、補助基準額等の引き上げについては、県の財政状況や市町の負担という課題もあります。

なお、国庫補助金の基準額の引き上げにつきましては、整備に係る国予算の十分な確保とあわせて、引き続き国に要望してまいります。

2点目、障がいの重度化や高齢化に対応するため、夜間に加え日中の支援も行われる施設として、平成30年度に新設された日中サービス支援型グループホームについては、配置基準等も緩やかであり、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されており、優先的に整備してまいります。

3点目、また、グループホームは、民間の空き家やアパートを活用して設置されるケースも増えており、グループホームの拡充に当たっては有効な取

組と考えられますので、県としましては設置に当たり、助言等の支援をしてまいりたいと考えております。

さらに、グループホームの設置及び運営に当たりましては、地域住民の理解が不可欠であると思いますことから、広く県民に向けたリーフレットの配布や、県民の皆さんや企業に対する研修会、啓発イベントを進めていくことで、差別や偏見のない共生社会の形成につなげてまいります。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） ありがとうございます。

まず、そのグループホームの補助の上限でありますけれども、箇所数のほうを優先的にということと、市町の負担が非常に大きくなるのでということですが、今、一つの7人規模のグループホームを建てようと思うと、6000万円、7000万円ぐらいの金額はするんですね。そうなってくると、例えば、この県単の事業ですと1500万円、残りは4500万円とか5500万円、この事業費を要は事業者が負担しなければならないとなってくると、やっぱりなかなかこれだけの負担をしてでもグループホームを建てようというような事業者は出てこないというふうに私は思うんですけれども、今後、国のほうには要望していただくというようなことなんであれなんですけれども、そのあたりのこともしっかりと考えていただいて、少しでも、若干でも上げていただけるような取組をしていただけたらなと、そのように思います。

日中サービス支援型、これはもう先ほども御答弁いただきました。どんどん推進をしていっているということなんで、引き続きよろしく願いをいたします。

あと、民家や空き家、これの有効利用もされておられるということです。

最後に地域の理解ということに対しての御答弁がなかったように思いますが、そのあたりをもう一度お聞きしたいのと、それからもう一つ、成年後見制度でありますけれども、さきに利用度が低いという話をさせていただきましたが、確かに知的障がい者の方の利用度は低いんですけれども、今後、認知症の方とか、例えば独居高齢者の方々が急増することもあって利用

ニーズというのが増える傾向にあると思います。

そんな中で、一般的には弁護士や司法書士等の専門職の方がなられるケースが多いようですけれども、例えば市民後見人の養成、基本的には市町の問題かも知れませんが、こういったことに力を入れられたらどうかと、そんなふうにも思います。

市民後見人とは、御承知のように、親族以外の一般市民で利用者の生活状況に詳しい方が後見人となる仕組みであり、資格も要らず、成年後見制度や介護保険等の講義と実習を含めた50時間程度の研修を受け、家庭裁判所が選任するものであり、現在全国で約3万6300人の後見人の方がおるうち、約320人、約0.88%にとどまっております。

こういったことから、この市民後見人を推進する、そのことによって利用率の向上、不安の払拭にもつながると考えますが、このことについても御所見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○医療保健部長（福井敏人） 私からは市民後見人の育成についてお答えを申し上げます。

昨年1年間の全国の成年後見人の選任件数は、議員からも御紹介ありましたとおり、3万6300件程度でございまして、このうち、実は親族が約23%で、親族以外が約77%というふうになっております。この傾向につきましては、本県においても同様でございます。

また、市民後見人につきましては、成年後見人全体の0.88%ということでございますので、その数値にとどまっておりますのでございます。

現在、県内では鈴鹿市をはじめ6市におきまして成年後見サポートセンターが設置をされておまして、市民向けの成年後見制度に関する研修会等を開催しております。

また、桑名市、名張市及び伊賀市では、市民後見人を養成するための研修会が実施されておまして、これまでに約280人が受講して、6人が市民後見人を受任しております。

県では、これまで、市町が行う市民後見人のフォローアップ研修や、関係

団体が行う市民後見人を含めた成年後見人の研修等を支援してきたところでございまして、市民後見人の育成が進められますように、市町や子ども・福祉部とも連携をして、しっかりと熱意を持って取り組んでまいりたいと考えております。

○子ども・福祉部長（大橋範秀） グループホームに対する地域の理解促進についてお答えいたします。

まず一つはリーフレットの配布でございしますが、リーフレットを県内のコンビニエンスストアとかで配布して、一般の県民の方に周知を図っているところ です。

また、啓発イベントといたしましては、県のいろんなイベント、例えばユニバーサルデザインのまちづくりに対するイベントと普及啓発と同時に、グループホームについての普及啓発も図っています。

また、企業向けの取組としましては、三重労働局と連携しまして、企業向けの研修会等で障がい者差別解消に向けた啓発を行っているところでございます。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） ありがとうございます。地域の理解を得るためにいろいろ啓発等をしていただいているということで、今後もよろしくお願いいたします。

福井部長からは、市民後見人、今後市町とも熱意を持ってやっていただけるということなんで、また一つ、こちらのほうもよろしくお願いをいたします。

それでは、五つ目の質問に入らせていただきたいと思います。モビリティ・マネジメントについてであります。

御承知のように、モビリティ・マネジメントとは、一人ひとりが日々の生活における移動手段を見つめ直し、要件などに応じて、自家用車とバス、鉄道、タクシーなど公共交通機関や自転車、徒歩等を適切に使い分けることで、誰もが暮らしやすい社会にしていこうとする考え方のことであります。昨今、

人口減少と少子高齢化の進展、自家用車利用の普及等から、バスや鉄道等公共交通機関の利用者の割合は年々減少し、路線の維持確保等が難しくなっている状況であります。

このような現状において持続可能な地域の公共交通を確保していくことは、例えば通勤、通学においては、交通渋滞の緩和や子どもたちが社会のマナーを学ぶ絶好の機会にもなりますし、高齢者のことは後で聞きますけれども、交通事故の防止にもつながります。

また、エコ等環境対策にもなりますし、健康増進にも効果が期待できます。県としては、今年度事業の中で、モビリティ・マネジメント力育成事業として93万8000円を上げていただいておりますが、改めてモビリティ・マネジメントについての考え方、現状、取組、今後についてどのようにお考えになっているのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

〔大西宏弥地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（大西宏弥） それでは、モビリティ・マネジメントに対する考え方と取組状況についてお答えいたします。

議員からも御紹介ございましたが、ちょっと重なるところがございますが、モビリティ・マネジメントは、一人ひとりが環境や健康、渋滞解消、高齢者運転の安全対策などの観点から日常生活での移動のあり方を見直し、社会的にも個人的にも望ましい方向に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策です。

県では、早くから公共交通の維持、確保を図るため、移動手段を適切に選択することができる環境づくりが重要であると考えてまいりました。そうしたことから、平成27年3月には、おおむね20年後を見据えた本県の交通に関する総合的な政策の方向性を示した三重県総合交通ビジョンを策定しまして、モビリティ・マネジメント力の育成を方針に掲げたところでございます。さらに平成28年度からは、モビリティ・マネジメント力の向上を、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画の基本事業の一つとして位置づけ、様々な世代に応じたテーマにより、公共交通機関の利用を促す取組を多様な主体と連携し

ながら着実に進めているところでございます。

具体的には、市町と連携をいたしまして、子どもたちが公共交通機関に関心を持っていただくためのバスの体験乗車を実施いたしましたり、企業と連携しまして、高齢ドライバーが運転免許を返納する前から公共交通の必要性などを知っていただくための高齢者向けセミナー等を開催しているところでございます。

このほか、公共交通を利用しやすい環境づくりに向けまして、県内のコミュニティバスを含む公共交通機関の乗継状況等をインターネットで検索できるようにする、公共交通ネットワークの見える化にも継続して取り組んでおります。

また、昨年度からは高等学校等への進学を希望する中学生に対しまして、通学に対する不安感を和らげるとともに、より公共交通を利用していただけるように、県のホームページ上で学校別に最寄りの公共交通機関の時刻表などが自由に検索できる専用ページを開設し、それらを案内するチラシの配布も行ったところでございます。

今後、人口減少や高齢化が進むことによりまして、地域の交通を取り巻く状況は、さらに厳しいものになると予測されます。このため、県としては、公共交通の維持、確保を重要な課題と捉え、それぞれの地域が実情に応じた交通政策やまちづくりを行い、地方創生につなげていけるよう、モビリティ・マネジメントの取組を積極的に進めてまいります。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） ありがとうございます。早くからこのモビリティ・マネジメントに関しては取り組んでいただいて、20年後の総合交通ビジョンというのも考えられて取り組んでいただいておりますということなので、今後もさらなる推進を期待いたします。

先ほだ少し答弁の中にもお話がありました高齢者の問題でありますけれども、今、大きな社会問題となっているのが高齢者の交通事故、テレビをつければアクセルとブレーキを踏み間違えて歩行者に突っ込むとか、何らかの誤

作動があつて交通死亡事故につながると、そういった報道が後を絶たないような状況であります。

政府もこのような現状を重く見て、平成29年3月に認知症対策を強化する改正道路交通法が施行されました。このことを受けて、年々高齢者の運転免許証の自主返納が増加、全ての安心・安全を考えると非常によいことではありますけれども、一方で、運転に不安を持つ、あるいは免許証を返納してしまった高齢者が自家用車に依存しなくても生活できる環境の整備が極めて重要になってきました。

特に本県は、都市部においても公共交通機関が余り充実しておりませんし、過疎地域においては車がなければ、もうどこにも出れないというような状況であります。高齢者の移動手段としては、バス、タクシー等の公共交通機関が基本的に重要な役割を担っていることから、今後どのように対応されていくのか、またこの問題において福祉行政、例えば介護サービスと輸送サービス、これを連携させる取組というのが大変必要だと思いますけれども、その辺のことについても御所見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○地域連携部長（大西宏弥） 高齢者の移動手段の確保に向けた今後の取組でございます。少し長くなりますけれども、お答えをさせていただきたいと思います。

地域における高齢者の移動手段につきましては、路線バスやタクシーのほか、市町が運営しますコミュニティバスや乗合タクシーなど様々な手段がございますけれども、それらの手段は運転免許を持たない高齢者にとって買物や通院のために非常に不可欠なものとなっております。

県では、市町との役割分担のもとで、複数市町をまたぐ地域間幹線バスに対して国と協調して補助を行っております。そういうことで、駅や総合病院などへの広域的な移動を支えているところでございます。

一方で、市町は地域内のコミュニティバスやデマンドタクシーなど住民の身近な移動手段の確保に努めていただいております。

議員からも御紹介ありましたように、最近では、高齢者の交通事故が社会問題化しまして、運転免許の返納件数が増加傾向にある中で、どのように移動手段を確保していくかが重要な課題であると認識しております。

運転免許返納後に移動手段を確保して、地域で安心して生活していくためには、公共交通の取組に加えて、議員からも御指摘ありましたように、福祉との連携など様々な視点からのアプローチが必要であると考えています。

県では、これまでも運転免許返納時の不安感を少しでも和らげるため、バスの乗り方教室など高齢者向けのモビリティ・マネジメントを行ってまいりました。さらに運転免許返納時の窓口で、地域のバス路線図や時刻表、あるいは市町が運行するデマンドタクシーなどの情報を提供する取組も始める予定にしております。

こうした取組を進めながら、今年度、市町も含めまして交通部門と福祉部門が参加するセミナー等を開催しまして、高齢者の移動手段について課題を整理するとともに、市町の地域公共交通会議に参画しまして、福祉と連携して地域の実情に応じた移動手段の確保等を検討してまいりたいと、そのように考えています。

加えて、既に一部の地域で実証実験の動きもあります自動運転をはじめとする次世代モビリティの取組も重要であると考えておりますので、専門家を交えて市町と勉強会を開催するなど、将来を見据えた取組も行っていきたいと考えております。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） ありがとうございます。いずれにいたしましても、いろんな機関と連携して今後も取り組んでいていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に入りたいと思います。鈴鹿の海岸堤防等の整備についてであります。

堤防の整備については、海に面した地域であれば、昨今の南海トラフ巨大地震の発災確率や台風の大型化等から身を守るためには喫緊の課題であり、

私の地元鈴鹿市においても、まさに堤防改修は大きな問題であります。

そういったところで昨年も台風第21号、第24号が発生をし、このときに堤防直下で暮らされた方々の不安というのも非常に大きなものだったと聞いております。そういった中で、鈴鹿市は海に面した海岸、総延長が約16キロメートルあります。県においては、平成23年に老朽化対策、調査をしていただいて、平成24年から26年にかけて全体で200カ所を直すうちの34カ所はピンポイントで直していただきましたが、やはり今後を考えると、全体改修というのが必要だと考えますが、県の御所見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（渡辺克己） 鈴鹿市内の海岸堤防等の整備についてお答えをいたします。

鈴鹿市内の海岸整備といたしましては、高潮、侵食対策事業に順次取り組み、護岸や離岸堤の整備を行ってまいりました。

現在、千代崎港海岸原永地区において、平成29年度から離岸堤工事に着手しております。さらに、南若松地区海岸におきましても今年度から離岸堤工事に着手する予定としております。

老朽化した海岸堤防への対応といたしましては、議員から御紹介いただきましたように、平成24年度から26年度にかけて老朽化対策工事を緊急的に実施をしたところでございます。

さらに、今後の海岸堤防の老朽化対策といたしましては、定期的なパトロールや点検などを実施するとともに、昨年度に策定しました海岸保全施設長寿命化計画に基づき、健全度評価において性能低下が認められた施設を対象に、ひび割れや損傷状況に応じて、張りコンクリートなどの対策により防護機能や安全性の確保を図ってまいります。

なお、鈴鹿市内におきましては、下箕田地区海岸、千代崎港海岸山中地区で今年度から張りコンクリート等を実施していく予定としております。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） ありがとうございます。いつも最後になりますと時間がなくなりますので、今日は、と思ったんですけども、今日も案の定、なくなっていました。

今後、鈴鹿の海岸堤防、お隣の津市も河芸のマリーナから白塚のあたりまで本当にきれいになりました。また、四日市市も霞四号幹線等、整備が着実に進んでまいりました。残された四日市市と津市の間の鈴鹿市、60年たった今でも全くぼろぼろの堤防であります。今後は、ぜひとも国とも連携をとっていただきながら改修していただけるようお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（中嶋年規） 暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（北川裕之） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（北川裕之） 県政に対する質問を継続いたします。32番 谷川孝栄議員。

〔32番 谷川孝栄議員登壇・拍手〕

○32番（谷川孝栄） 皆様、こんにちは。熊野市・南牟婁郡選出、会派草莽の谷川孝栄でございます。

会派名も議員名も変わったので、どこの誰やと思われている方がいるかもしれません。これまで2期8年間、鷹山という濃い会派の中で大久保孝栄と

いう名前で活動をさせていただいておりましたが、4年前から本名は谷川孝栄に出戻って変わっておりました。議員の名前を途中で変えると、印刷物や名札ですとかいろんな余計な県の経費を使わせてしまうと思い、この改選後の時期に改めて名前を谷川孝栄に変えさせていただきました。この令和も心機一転、頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日も地元から早朝よりバスで県議会に行こう、という企画を催していただいて、応援に駆けつけていただきました、傍聴の皆様にも心より感謝を申し上げます、勇気100倍、皆様の思いも背負って努めてまいりたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問を始めさせていただきます。

まず最初に、少子化対策としての女性の健康づくりについてです。2年前の一般質問で女性の健康づくりについて質問をさせていただきました。女性はホルモンバランスの変化により、男性とは異なるライフステージに合わせた健康支援が必要であることをお示しいたしました。その後、三重県の女性の健康づくりについて、どのようなことを行っているのか、これまでの取組について、まず教えていただきたいと思います。お願いします。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 女性の健康づくりの取組についてお答えをいたします。

6月5日に公表いたしました第8回三重県民意識調査では、県民の皆さんが幸福感を判断する際に重視した事項として健康状況が最も高く、また、女性でも同様の結果となっており、女性の健康づくりに関する取組を一層充実していく必要があると考えております。

本県では、三重の健康づくり基本計画、ヘルシーピープルみえ・21に基づき、ライフステージに応じた女性の健康づくりに向け、健康寿命の延伸と幸福実感を高めるための心身の健康感の向上の達成に向けた取組を進めております。

女性は生涯を通じてホルモンバランスが大きく変動し、また結婚や出産、

育児などライフステージによっても心と体に男性と異なる様々な変化があらわれます。月経困難症など思春期からの対応が重要であると思っております。

女性特有の疾患であります乳がんと子宮頸がんにつきましては、早期発見に向けたがん検診の受診勧奨を行うなど、検診受診率の向上を図る取組を市町と連携して実施をしております、これらのがんの検診受診率は全国と比べて高くなっております。

また、女性は加齢によりまして骨量の減少が著しいことから、高齢化の進展により、骨粗しょう症の増加が懸念がされるところであります。このため、市町が行う骨粗しょう症検診に対しまして、財政的な支援を行っておるところでございます。

こうした取組に加えまして、毎年3月1日から8日までの女性の健康週間を中心に、健康づくりに関する講演会や啓発活動を実施するなど、女性が自ら健康に目を向け、健康づくりを实践できるよう取り組んでおるところであります。

さらに、平成30年2月には、女性が健やかに輝き続ける社会環境づくりを目指すウィメンズ・ヘルス・アクション宣言を行い、思春期ライフプラン教育や、乳がん検診受診率向上のための啓発活動など、女性の健康づくりを支える取組を関係部局と連携して進めておるところでございます。

こうした取組により、本県の女性の健康寿命は全国2位となるなど、一定の成果が出ていると考えております。

今後も三重の健康づくり基本計画やウィメンズ・ヘルス・アクション宣言に基づき、引き続き取組を進めますとともに、今年度新たに設置をいたします三重とこわか県民健康会議においても、市町や企業、関係団体と連携をしながら、ライフステージに応じた女性の健康づくりをより一層推進してまいります。

以上でございます。

〔32番 谷川孝栄議員登壇〕

○32番（谷川孝栄） ありがとうございます。様々な取組をしていただい

ることがよくわかりました。

そして、女性特有のそういう病気についても、いろいろと根本から注視していただいていることに感謝を申し上げます。

そして、女性のライフステージに合わせた身体の変化ということ、男女ともにやはり理解していくことがすごく大事だと思っておりますので、今まで女性は我慢するしかなかったというようなところがありますけれども、受診をしたりですとか、骨粗しょう症とかの財政支援もしていただいているということで、少しずつでも広がってきてくれていて、また健康寿命が全国2位に女性になったということは、本当に素晴らしいことだと取組に感謝を申し上げます。

また、そういう女性特有のというときに、今回、通告のほうに、少子化対策のというのをつけさせていただいたんですけれども、女性のライフステージに合わせた長い一生の中でも、その知識を、初潮を迎える世代の小学生や中学生にきちっと伝えていかないといけないというのを今日、お話をさせていただきたいんですけれども、まず学校のほうで初潮を迎える世代の小学生や中学生にどのようにお知らせいただいているのか、教育長、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 小学校、中学校のときの教育の啓発についての御質問でございます。

学校では、妊娠や出産、女性特有の疾病などについて、保健体育の授業を中心として、児童・生徒の発達段階を踏まえた指導を実施しております。

小・中学校では、発達に応じて男女の体つきや機能の違いがはっきりしてくること、発育、発達の時期やその程度には個人差があること、思春期にはホルモンの働きにより生殖器の発育とともに生殖機能が発達し、女子では月経が見られ、妊娠が可能となることについて学習をします。中学校では、エイズや性感染症の要因や予防法についても学んでおります。小・中学校については、わかる範囲内ではこのようなところでございます。

○32番（谷川孝栄） ありがとうございます。

保健体育の授業で体の変化やそういう成長についてお伝えいただいているということで、やはり子どもたちの時代に、そういう変化があるということ男子も女子もちゃんと理解していただくのが大事なと思いますので、引き続き、どうぞよろしくお願いします。

女性は、初潮を迎えると閉経までのすごい長い期間にわたり、通常では毎月一度の月経というものがあります。この月経については、これまでこのような議会の場で議論するのは、女性議員が少なかったからかもしれませんが、機会が少なかったことと思います。この月経について先日、奈良県立医科大学附属病院の産婦人科医の小林浩医師の話を自由民主党県議団の山本佐知子議員とともにお話を伺いに行ってまいりました。すると驚くべき現状をお聞きしました。現在、月経困難症に悩んでいる小学生の高学年や、中学生、高校生、大学生や社会人などの若い女性が本当に多いということ、その月経困難症をこのままにしておくと、後に子宮内膜症や子宮筋腫、または不妊症につながる可能性が高いという研究結果が出たということです。

お渡ししてある資料をちょっと見ていただきたいんですが、（パネルを示す）これは月経関連疾患の基礎ということで、初期の月経痛があるかないかによって、将来の子宮内膜症発症の関係で、月経困難がない人、痛みとかがない人に比べて頻繁にある人は2.6倍発症しているということなんですね。こういう結果がわかってきたということを教えていただきました。

これはJ E C I Eという子宮の研究をされている方々で、こういう新聞も出ているんですけども、（現物を示す）これは日本子宮内膜症啓発会議というところが出している新聞なんですけど、ここにたくさんのデータがあるわけなんです。

月経困難症の説明を簡単にしますね。月経のときに腹痛、腰痛、気持ちが悪くなる、嘔吐、貧血、頭痛、頭が重い、食欲不振という症状です。今まで私たちの若い時代なら、いわゆる生理痛というものは我慢するしかないとい

う考えで、学校を休んだりですとか、体育の授業やクラブ活動を休んで、うずくまっていたり、じっとしているしかないというふうな、我慢するということしか私たちはしてこなかったわけなんですね。あまりにひどいときは頭痛薬を飲んだりとかいうことでした。

でも、小林浩先生のお話によりますと、それは今、我慢してはいけないということなんですね。

また、小林先生から聞いたお話の一つに、昔の女性というのは子どもをたくさん産みました。すると、一生の月経の回数というのが一人50回ぐらいが平均だったそうです。というのは、妊娠して、出産して、授乳する間というのは月経がとまりますよね。それをまた、次の妊娠をしてということなので、月経がない状態がやっぱり多い。それでお子さんを何人も産むと、そういう月経の回数というのは少ないんです。

ところが、今、晩婚化とか少子化もあるわけで、女性の月経の回数というのは一人平均450回に増えております。450回というのは、昔の女性の9倍の数の月経が今の女性はあるということを聞いて、私たちもすごくびっくりしたんですね。

月経が450回も、9倍も多いということは、毎月毎月、そういう体の変化があるわけですから、体から出ていく鉄分の量がすごく多い。だから、昔の人に比べて今の女性がなぜ骨粗しょう症になるのかということ、鉄分が出てしまうからだというようなことをおっしゃっておいりました。だから、そこを知っておくだけでもかなり違いますし、初期の月経のときの月経困難症に対応することが子どもを授かりやすくなったりとか、そういうことに大きくつながるということを本当に力強くおっしゃっておいりました。不妊につながる可能性の高い月経困難症を改善するのが少子化対策としてすごく必要であるとのことをおっしゃっておいりました。

全国の合計特殊出生率が1.42で、3年連続でマイナスの中、三重県は1.54と伸び幅全国1位と喜ばしいことで、これは皆さんの努力やいろんなことが重なっていい方向にいつているのは、本当にうれしいことだと思います。そ

して、今後、さらに月経困難症は今の時代、我慢してはいけないんだよとか、我慢する意味がなくて、すぐレディースクリニックなどを受診するべきなんだよということを周知させていかなくてはいけないというようなお話を伺ってきました。

しかし、今、考えると中学生や高校生など若い女性が産婦人科を受診するってすごくしにくい状況なんですね。

例えば、病院がレディースクリニックとかそういう名前のところは、まあまあ行きやすいんですけど、産婦人科に小学校の高学年の女の子が行くとかって、何となく環境的に行きにくい雰囲気があります。

だから、社会の情勢として初潮を迎えた女性には、ぜひ産婦人科を受診するのが当たり前であって、かかりつけ医を持っていただくよう推進していただいて、我慢をしなくてもいい、そういう症状があらわれたら、すぐに相談したり受診したりできることを知らせることが、まず大事なんではないかなと、少子化についてということで、言葉をつけさせていただきました。

今年3月に経済産業省ヘルスケア産業課から発表された、健康経営における女性の健康の取組についてというところから、女性特有の月経随伴症状などによる労働損失は年間4911億円というのが出ております。

(パネルを示す) 月経随伴症状というのは、このパネルなんですけれども、月経に関するいろんな症状なんですけど、月経困難症から子宮内膜症、これは20代、30代の方が子宮内膜症になる率が高いようです。40代になると、ほかの子宮筋腫とかそういうのが増えてくるらしいんですけども、こういうものとの月経困難症、これと月経が始まって初期のころの困難症から、こういうふう to いろんな女性特有のトラブルになってくるので、まずはその月経困難症の人をサポートしていくというのが大事だということが、これ、見ていただけたらわかるかと思いますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

また、今後の女性の健康について以下の施策を実施することで、病気などによる休職や離職の防止や生産性の向上、帰属意識の向上、健康経営の効果があらわれるのではないかと、ヘルスケア産業課から次の3点が上げられて

います。

一つ目は、リテラシーの向上。研修とかを開いていただいて、その中で女性の健康について取り上げることで女性も自分たちの健康に対する対処方法を知って、男性も自分の同僚ですとか同じ職場の方とかに接し方を知ることができる、こういうリテラシーの向上というのをまず上げています。

それから、二つ目には、相談窓口の設置。女性がちょっとした不調を相談したり、健康状態を見ながら対処方法を相談することができる窓口を設置していただきたいということ。

それで、三つ目には、働きやすい環境を整備するということで、例えばそういう体調の悪いときには、テレワークとか休暇の整備、シフト改善など制度の整備、健康状態に合わせた柔軟な働き方の改善というふうに挙げられています。現在、実際、大手企業のドコモや花王、コマツ、JALでは先進的に社内ですということをやっているということです。

ぜひ県庁内からでも女性の健康について御理解をいただくようにしていただいて、三重県内の子どもを産む可能性のある女性の健康支援政策をお願いしたいと思います。

また学校では、保健体育の授業だけではなく、命をつなぐ教育として、命をしっかりとつないでいくという知識も、正しい知識が必要だと思いますので、その流れとして少しでも月経困難症と思われる場合には受診するべきということをお伝えいただく何かの方法を考えていただきたいと思います。これは一刻も早く始めないといけないと感じておりますので、要望にさせていただきますが、どうぞよろしくお願いいたします。

そしたら、次の項に入りたいと思います。次は、体罰によらない子育てについてです。

今朝も悲しいニュースがありました。札幌の2歳児の子が虐待でお亡くなりになりました。詩梨ちゃんというかわいい女の子ですが、心から御冥福をお祈りいたします。そして、虐待から命を落とすことも本当に胸が締めつけられますよね。

県内でも、児童虐待相談件数が増加する中、増加しているのは、相談するところがちゃんとわかって、伝わって周知されて相談が増えているということの評価とっておりますけれども、昨年夏には安倍総理にも視察をいただきましたが、三重県は、全国に先駆けた独自アセスメントツールの導入や児童相談所の職員増員や、児童相談所の鈴鹿市への新設による体制強化、または一時保護業務へのＡＩ技術の導入検討など、虐待に遭うリスクに直面する子どもたちを守るための取組に注力していただき、また市町による乳幼児を対象とした全戸訪問の促進など、未然防止の視点でも先進的に取り組まれていること、本当にありがたく、心強く感じています。

また、今朝の新聞にもアドボケートを試験的に導入していただいていることも載っておりますけれども、ぜひ早期の制度確立に向けていただきたいなと思うところであります。

国におきましても、全国的な相談件数の増加や、幼い命が失われる痛ましい事案の発生を受けて、今年３月には関係閣僚会議が児童虐待防止対策の抜本的な強化を決定し、子どもたちを虐待から守るための対策をさらに強化する方向が打ち出されました。

救える命を救えなかったことに、３月１９日に柴山文部科学大臣から、児童・生徒にこのような手紙が一人ひとりに伝えられましたので、少しだけ紹介します。

全国の児童生徒の皆さんへ。安心して相談してくださいというサブタイトルです。

先日、千葉県野田市で小学４年生の女の子が亡くなりました。その両親には、女の子にひどいけがを負わせ、死なせた疑いなどがあります。この女の子は、勇気を出して助けを求めてくれましたが、大人たちはＳＯＳを受けとめきれず、女の子を助けることができませんでした。

私たち大人はもう二度と、このような悲しい出来事を繰り返しません。学校は児童相談所や警察などもしっかり協力して、どんなことがあっても、皆さんのことを最後まで守り通していきます。

ですから、皆さんも安心して、学校の先生やスクールカウンセラーなど周りの大人に相談してください。もし直接相談しにくかったら、文部科学省で行なっている、24時間子供SOSダイヤルに電話してください。夜間や休日でも24時間、無料で皆さんの相談に乗ります。SNSを使った相談ができる地域もあります。

もちろん暴力に限りません。いじめ、友達とうまくいかない、進路で悩んでいるなど、困ったことがあれば何でも相談してください。学校が、皆さんの悩みをしっかりと受けとめることのできる場所になり、大人が皆さんから必ず信頼してもらえるよう、私も先頭に立って全力を尽くします。文部科学大臣柴山昌彦、という手紙が一人ひとりに配られました。柴山大臣の思いが伝わってきてとても共感をいたしました。

国の抜本的強化策でも児童虐待発生時の迅速かつ適格な対応に加えて、虐待の未然防止の取組が盛り込まれており、しつけを名目とした行き過ぎた体罰を防ぐため、体罰や暴力による悪影響が広く理解され、体罰によらない子育てを進められるよう普及啓発を行うということが示されました。

こうした背景には、保護者側としては信念とか確信をもって育児をしている結果、行き過ぎた体罰につながってしまうケースがあるのだと思います。法令や条例による体罰の禁止とか、体罰がいけないことだと周知するだけではなく、同時に子どもへの正しい接し方やしつけや習慣づけなどを保護者に啓発し、虐待の未然防止につながる総合的な対策が必要であり、そういう考え方を地域社会全体で共有していくことが必要だと思います。

そこで、体罰によらない子育ての実現に向けて、子育てに対する保護者の学びの機会の促進や啓発活動の必要性について、県の認識とか取組状況とかはどうなのかを教えてくださいたいと思います。お願いします。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 体罰によらない子育ての実現についてお答えいたします。

子育てに対する強い不安や孤立感が児童虐待の要因の一つと指摘されてお

ります。そのため、虐待の未然防止の観点から、出産後の早い時期に家庭を訪問して必要な支援につなげる乳児家庭全戸訪問事業などの促進に取り組んでいます。

それに加えて、子育て家庭や地域に対して、子どもへの正しい接し方などを啓発していくことが、結果として体罰や言葉の暴力等の防止につながることから、保護者や地域への啓発活動はとても重要であると認識しております。

一方で近年、家庭を取り巻く環境は、少子化の進行、家庭の小規模化や多様化、地域のつながりの希薄化など大きく変化しており、保護者の家庭教育に必要な経験や情報は不足しがちな状況にあります。

こうした現状を踏まえ、県では平成29年3月に、みえ家庭教育応援プランを策定し、取組を進めているところです。このプランでは基本方針の一つに保護者と子どもの学びの応援を掲げ、保護者に対する学びの機会を提供することとしています。

具体的な取組としては、保護者が子育てについて学び、悩みを話し合い、保護者同士がつながり合うためのツールである、みえの親スマイルワークの活用を中心としています。このワーク集は、妊娠中から小学生までの子どもを持つ保護者を対象にした教材で、赤ちゃんと生活すること、子どもにしてあげたいことなどの、子どもへの接し方に関するテーマ、また子どものしつけや怒りのコントロールに関するテーマ、さらに早寝、早起き、朝御飯など子どもの生活習慣づくりに関するテーマを設けております。

ワーク集の活用には三重県PTA連合会や県教育委員会と連携して取り組んでおり、小学校の就学前健診など保護者が集まる場でワークショップを開催したり、合同でワークの進行役の養成を行ったりしております。

今後も、スマイルワークの普及や、地域の中で子育て家庭に寄り添い支えることができる人材の養成、各市町の取組状況の共有などを通して、保護者への学びの機会の提供や多様な主体で家庭を支える取組の充実に取り組んでまいります。

○32番（谷川孝栄） ありがとうございます。そのスマイルワーク集などいろいろな啓発をしていただいている、取組もしていただいているというのがよくわかりました。

私も自分の経験から言わせていただくと、出産をするときに、出産に対する知識ってどこでも習わないんですね。これは余り学校でも高校のときとかでも聞いたことがないし、聞いたのかもしれないけど、そのときは現実味がなかったので聞き流したのかもしれないんですけども、自分で育児書とか出産に関する本を何冊か買って、それを読みあさって、いろんなケースが、人によって当然違いますし、それを自分で知識をためていく、本当に自学なんですけど、そういうような出産についての知識も含めて、そして私は不妊症で、なかなか産むことが難しかったので、産むまでが自分ではゴールだったんですけど、実は産んだ後がスタートだということにすごく気づいて、そこから育児をまたゼロから学ぶんですけども、それを教えてくれるのってなかなかなくて、ケース・バイ・ケースで人によっていろんな状況が違いますので、一概には言えないことだと思うんですけども、そこで学んで行くうちに、ああ、こういうことをもっと早く知ってたらよかったとか、いろんな情報がやはりなさ過ぎた、随分昔のことですので今とはまた違うのだと思うんですけども、そういう情報をまず与える機会をつくっていくというのはすごく大事なんじゃないかなと、このごろ、感じているところです。

特に、今、お話しいただいた中に、アンダーコントロールとか体罰に頼らない子育てとか、いろいろしていただいているんですが、それを啓発していく手段というのに、一つに私は母子手帳を交付するときってあると思うんですけども、その母子手帳を渡すときに、今いろいろ母子手帳には書いてくれていますけど、それをわざわざ開いてなかなか読まないんです。細かい字でたくさんのかことを書いていただいています。昔の母子手帳だから今のは違うのかもしれませんが、ミルクの宣伝ですとかいろんな広告も入りながら、いろんな細かいことを書いてくれているんですけど、やはりそれを授業で

しっかり習うとか、そこ何ページを開いて、ここにはこういうことがありますよ、こういうことが起こったときはこう対処したらいいですよ、というような場面って要るのかなと少し感じています。

そして、スウェーデンでは、ミルクパックにそういう啓発の文字が入っているんですね。ミルクパックの中に、体罰に頼らないとか1行ごと、いろんなのに書いてあるそうなんですけれども、そういうふだん目にするものに啓発の文字を入れていくということも必要なんじゃないかなと感じています。

そして、体罰によらない子育てというのが当たり前であって、昔は違ったのかもしれませんが、頼らない子育てが当たり前であって、笑顔あふれる子育てになるように、やはり保護者とか地域への周知の仕方というのを考えていただきたいと思うんですけれども、虐待の情報の原因を見ると、大体実母が多いんですね。パーセンテージとして。その要因の中には、体罰であつたりとか、精神的なDVであつたりとか、また最近では面談DVですね。子どもたちの目の前で夫婦がけんかをして、精神的ショックを与えてしまうとか、いろんな形の虐待があるわけなんですけれども、虐待のときには、そういう理由でお母さんというのが出てくるんですが、この虐待死について、私は男の人が関係していることがすごい多いのと、このごろのニュースで思うわけなんです。

だから、男女ともにそういう体罰に頼らない子育てをしていくことが大切なんですけども、また、そういうちょっとリスクがある御家庭、若年で子育てをしている人とか、一人親家庭で事情によって養育困難な家庭であるとか、今ステップファミリーという言葉、この間、習ったんですけど、ステップファミリーというのは、子どもがいる人とまた別の人が結婚するパターンですね。そういうステップファミリーなど、母子手帳とかからもアウトリーチできることもあると思うし、転入の手続のどこなのかもしれないし、そういうアウトリーチできて、先にフォローできることがあればしていくべき体制をつくっていくというのも大切なんじゃないかなと思っています。子どもたちの目から悲しみの涙がこぼれないように、体罰のない家庭の推進をこれか

らもどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に行かせていただきます。認知症の予防についてお尋ねをさせていただきます。

知事の政策集にもあるわけなんですけれども、知事の政策集という言葉は私、初めて使わせていただいたんですが、その中でもあるんですけれども、経済産業省からも予防・健康づくりによる明るい社会保障改革として予防健康事業の重要性が今回示されているわけであります。県のほうでも認知症の予防について今年度、SIB、ソーシャル・インパクト・ボンド、外部資金提供による成果連動支払を活用した認知症予防の取組の先行事例調査や、県内市町の導入意向調査を実施するということで補正予算も上げていただいております。そのSIBを活用してどのように調査をしていくのか、また成果連動支払というのは、どのような成果に対してどう支払われるのかについて教えていただきたいと思いますが、知事にお聞きしていいですか。はい、よろしくお願ひします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 認知症予防のソーシャル・インパクト・ボンドを活用した取組について答弁したいと思います。

三重県では、住民が主体となって運営する集いの場や体操教室など、発症遅延や発症リスク低減を目指した介護予防の取組について市町の支援を行っていることに加え、これから新たに民間資金を活用して社会課題解決型の事業を実施し、その成果に応じて対価を支払うスキームである、ソーシャル・インパクト・ボンドを活用した認知症予防の取組について検討することとしております。この事業につきましては、まずは先行自治体の調査を行うということと、県内の市町のそういうことに取り組む意向調査をやっていきいたいと思っています。まずそれがステップワンとしてあって、その後、市町に調査結果を周知し、市町の皆さんに理解をしていただく、そしてステップスリーとして関心のある市町との協議、可能性の調査の実施ということを協働して検討していくというのを、この令和元年度と令和２年度にかけてやって

いきたいと思っています。

例えば、他の自治体でいきますと、奈良県天理市などでは、谷川議員も大変造詣の深い公文と連携をしたS I Bを活用した認知症予防の例などもあります。これは慶應大学と公文がやっているもので、認知症予防分野でのS I Bを活用した国内初の事例というようなことであります。

ですので、要は認知症の予防の取組をやって、認知症に関する、認知症になる人、ならない人とか要支援の度合いとか、そういうのが上がる上がらないというK P Iみたいなものを設定して、それが一定の期間で達成されていたら、その資金がその民間事業者などに入るという仕組みになってきます。ですので、この取組の中でどういうことを目標とするのかというのを数値的にK P Iをつくって、それに対して達成できていたらお金が入ってくると、そういう仕組みになると思います。

〔32番 谷川孝栄議員登壇〕

○32番（谷川孝栄） ありがとうございます。仕組み、よくわかりました。

指標というか、目標のつくり方ってすごく難しいですね。国も今回、数値目標を取り下げた理由もありますし、私も昨年もずっと調査をさせていただいたんですけども、何が答えかが全然わからなくて、この予防については、すごい幅広い、いろんなことが考えられるわけで、昨年、三重大学のほうでも調査をさせていただいたんですけど、いろんな取組がありますよね。

今、知事も挙げていただいた公文教育研究会のほうでも、学習療法というのと、それから脳の健康教室という2パターンがあるんですけども、認知症の進行を遅くしたり、発症するのを遅くしたり、それから予防していたのになってしまったら、別にそれが失敗ではないわけなんですよね。長く伸ばせるというようにいろんな意味があって、国のほうも数値目標を取り下げたようですけども、県内でも既に知事も御承知いただいていると思うんですが、亀山市とか熊野市では取組がされていて、脳の健康教室が既に開設をされていて、亀山市は行政でしていただいているそうなんですけれども、熊野市のほうは民間でやっているんですが、we l o v e K u m a n o

実行委員会という民間がほとんどボランティアで開設しているんです。

(パネルを示す) このパネルを見ていただきたいんですが、これは熊野市で開設されている脳の健康教室の様子です。

この脳の健康教室は、読み書き、計算とかコミュニケーションを通じた高齢者の脳機能の活性化と認知症の進行抑制、改善及び予防を図る学習療法と脳の健康教室事業を展開しているということです。

プログラムの効果として、この学習療法の実施により要介護度の軽度化効果や、軽度認知障がい疑者、MC I の改善効果が得られているのが現状です。

これは東北大学の脳科学で有名な川島隆太先生の監修によるものなんですけれども、この熊野市の脳の健康教室では、女性スタッフが、ちゃんと人数把握してないんですけど、十五、六人いるんでしょうか、その中には音楽の先生ですとか、幼稚園の元先生ですとか、元プロバレーボールの選手ですとか、いろんな職種の人が、皆さん、ほとんどボランティアで集まって、地域の方々の、高齢者の方々の健康のために協力をしてみんなで集ってやっているんですけども、行政でないので、自分たちでやってしまおうという感じで始めているようです。ぜひこういう団体の活動に光を当てていただき、活動をサポートしていただくことが、地域の高齢者が生き生きと過ごせることにつながればありがたいなと思っていますところです。

この高齢者もそうなんですけど、高齢者が今、脳の健康教室をやっているということは、言ったら幼児とか小学生でも同じなんですよ。脳を活性化するために、音読であったり、簡単な計算であったり、読み聞かせであったり、自分からの読書であったりとか、声に出して読むということがすごく脳の活性化にいいという研究結果が出ていますので、こういう予防事業とか、そういう進行を遅らせる事業に今後、力を入れていっていただきたいなと思うところです。2年間かかって調査していただいて、やっていただける市町とかの協議も含めて、三重県内で特に私は思うのは、南部ですとか人口減少が進んでいるところは力を入れて早くしてあげてほしいなと思うところなんです。

というのは、やはり高齢化率が上がる中で、家庭の中で経済活動を行っている30代、40代、50代の働き盛りの人たちが、家族の中で認知症の方が出てしまうことによって、家庭内で介護をしたりですとか、ついて一緒に行ったりとかで、外に出ることが少なくなったり、今、地域のためにボランティアで地域事業に貢献してくれている方、たくさんいますよね。その人たちが疲れないように、今、土日になるとすごくイベントが多くて、それは地域を活性化しようと思ってみんなすごく頑張ってくれています。一緒に頑張るんですけども、その人たちが動けるような状況をやっぱりつくっていかないといけないと思うので、高齢者の方々が元気でいていただくことが私たちの一番の幸せですので、そのことも、先ほどのことと一緒になんですけれども、一刻も早く取り組んでいかないといけない状況だと思いますので、またその推進のほうもどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後の質問に入らせていただきたいと思います。紀伊半島一周高速道路についてです。

今年3月に紀伊半島一周に向けての未事業化区間であった箇所が三重県、和歌山県ともに新規事業化となりました。知事はじめ県土整備部の皆さん、市町の皆さん、関係団体の皆さんの熱い思いと、何度も何度も要望活動を行っていただきました同志の皆様にご心より感謝を申し上げます。

また、三重県、和歌山県の国会議員、自民党、公明党また道路関係の国会議員、地方議員の皆様にご心から感謝と御礼を申し上げます。

紀伊半島大水害から8年たとうとしています。復旧、復興に道路がどれほど大切かを私たちは思い知らされてきました。新規事業化が決まった今、近畿自動車道紀勢線の進捗状況などについて、まず教えていただきたいと思います。お願いします。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（渡辺克己） 近畿自動車道紀勢線の現在の進捗状況についてお答えをいたします。

近畿自動車道紀勢線は、発生が危惧される南海トラフ地震などの大規模災

害時における救援、救助や、その後の復旧、復興活動に大変重要な役割を担う高規格幹線道路です。

また、東紀州地域の豊かな自然や地域産業を生かした地方創生の取組を進めるためにも必要不可欠な道路であり、早期の全線開通が望まれています。

工区につきましては4工区ございますので、順次、進捗状況をお答えさせていただきますと思います。

まず、熊野尾鷲道路のⅡ期につきましては、用地買収は全て完了しており、工事の進捗状況としましては、この工区にある四つのトンネルのうち、尾鷲北トンネルが既に貫通しています。現在、四つのトンネルで最も延長が長い尾鷲第4トンネルの掘削が進められており、その進捗率は5月末時点で約75%となっています。

また、延長が比較的短い残りの二つのトンネルや橋梁等の工事にも着手しており、全面展開されている状況となっています。

令和3年度に開催される三重とこわか国体・三重とこわか大会までの開通に向け、関係者の方々とともに国等に対し、整備の一層の進捗と開通見通しの早期公表を強く要望しているところでございます。

熊野道路及び新宮紀宝道路につきましては、用地買収支援のために、県、市町、三重県土地開発公社の職員で構成する近畿道紀勢線推進プロジェクトチームを設置しており、現在16名体制で鋭意、用地買収を進めております。

熊野道路では、これまで約7割の用地買収が完了しており、今年度より工事に着手する予定と聞いております。引き続き、工事進捗に必要な用地を優先的に取得できるよう、紀勢国道事務所と調整や情報共有を図りながら用地買収を進めてまいります。

また、新宮紀宝道路では、9割以上の用地買収が完了しており、工事については現在、熊野川河口大橋（仮称）の下部工工事や紀宝インターチェンジ（仮称）の周辺において工事が進んでいます。今後も引き続き、用地買収を進め、整備促進に取り組んでまいります。

県内で唯一の未事業化区間として残ってございました、熊野市から紀宝町ま

での15.6キロメートルの区間につきましては、紀宝熊野道路として今年度より新規事業化されました。これにより、紀伊半島を一周する高速道路の全線事業化が実現いたしました。

全線事業化に向けて御尽力いただきました関係市町や地域の皆様をはじめ関係者の方々に感謝を申し上げます。

紀宝熊野道路の今年度の事業内容といたしましては、関係機関と調整を図りながら、調査、設計を進めていくと聞いてございます。

今後も、関係市町や地域の皆様をはじめ、関係者の方々とさらなる連携を深めるとともに、あらゆる機会を捉えて、近畿自動車道紀勢線の重要性を訴え、早期の全線開通に向けて取り組んでまいります。

〔32番 谷川孝栄議員登壇〕

○32番（谷川孝栄） ありがとうございました。

（パネルを示す）今、御説明いただいたとおり、この紀伊半島一周、全部新規事業化を進めていただくことになりました。今、御説明いただいた、紀宝熊野道路と一番大きく書かれているところの二つ上の点々のところが、熊野尾鷲道路のⅡ期工事のトンネルを抜いてもらっている分ですね。ここを国体までにどうにか間に合わすというお答えをいただきました。ぜひ、ともに頑張らせていただきたいと思いますので、国体のときの供用開始に向けてよろしく願いたいと思います。

また、その後の事業化になりました新宮紀宝道路は、熊野川河口大橋を含むところですね。今、御説明いただいたように、下部工の工事がもう和歌山県側はⅡ期ですかね。三重県側も今年度始めていただくということで、工事が目に見える形で始まってまいりました。

その次に、新規事業化された熊野道路ですね。これは熊野市の大泊から久生屋までということで、今年度から着工してもらおうという答弁をいただきましたが、昨年、国道42号の鬼ヶ城トンネルで崩落があって、また孤立化する、寸断されるということがございました。だから、なるべく熊野道路の大泊側からのトンネルを先に抜いていただいて、孤立化がすぐ防げる順番で工事に

かかっていただけならなと思うところであります。

その次に、この3月に採択されました紀宝熊野道路という新しい名前ですけれども、これ、私たちも半分なのかなと思っていたところ、一気に全部新規事業化ということで、本当にうれしく思いました。この15.6キロメートルと書いてある紀宝熊野道路は今から調査ということですが、この紀勢線ですが、サービスエリアをずっとたどってきますと、多気のほうから、上から来ますと、奥伊勢があつて、その次に紀北町、始神テラスのところですね、があつて、その次というところが、この今の新規事業化の中のどこかにあつてもいいんじゃないかなと思うところなんですけれども、市町とかとまた協議を進めていただいて、そういうこともサービスエリアの建設なんかも考えていただけるとありがたいなと思うところであります。

この高速道路がいつ全部開通するのかはわかりませんが、開通した暁には、みんなで紀伊半島を一周するぐらいの何かイベントがあつてもいいんじゃないかなと思っていますところであります。私たちのこの地域にとっては、この高速道路は本当に夢でした。もう本当の悲願でした。この地域、皆さんも御存じのとおり、災害の多いところで、今から台風の季節が来ますけれども、その台風のたびに道路が陥没したり、また土砂災害があつたり、川が氾濫したりと大きな被害を受けています。今、熊野建設事務所もすごく頑張ってくれていて、夏の台風に向けていろんな準備を進めていただいているところでありますけれども、河川改修や樋門の整備ですね、早急にやっただいていてところで感謝しているところでありますが、やはり台風や災害に強いというには、まず道路が要るんですね。

熊本地震のときに調査に行ったときに、熊本地震の後、とにかく高速道路がすごく早く復旧してくれたおかげで、ほかの復旧も助かったというような意見をお聞きいたしました。災害のときには、やはり道路が重要と思っています。

だから、この整備が将来、紀伊半島に住む人たちの本当に安全のために、そしてまたこの地域振興のために使われる大事な高速道路ですので、ぜひこ

れからも、ともに急ぎ進捗していけるようによろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

今日の質問って、ちょっといつもと違つたと私は考へているんですけども、少子化対策としての女性の健康づくり、女性のことですね。そして、次は体罰によらない子育て、子どものことです。その次に認知症の予防についてということで、高齢者の話をさせていただきました。そして、この紀伊半島一周の高速道路という4点をさせていただいたんですけども、これは今までと少し違ふという言い方をしたのは、私の印象として、行政って何かが、事が起こってから対応するというようなイメージが昔からちょっとどっかにあつたんですけども、例えばこの道路があるとしたら、道路の事故が起こりやすいところを、事故が起こってから対応するということが多々ありました。

だけでも、何かが、事が起こる前に予防していくという、全てこの今日の3点、プラス1点ですけど、は予防なんですね。急にできることじゃないんですけども、全部種まきのことをお話をさせていただいたつもりなんです。

女性の健康というのは、今までそんなに上げられてこなかったけれども、人は女性からしか生まれないので、女性の体をサポートしていくことが人口減少の歯どめにもつながるかもしれませんし、やはり大事なことです。だから、そこにサポートする社会であつてほしい、行政であつてほしいという思いと、それから子どもたち、私たちの命をかけて産む子どもたちが、やはり悲しい涙を流さないために、私たち大人が、全ての大人が力を合わせて守り抜くという種まき、それから私たちの大好きな尊敬する高齢者の方々が、今まで頑張つてきてくれた高齢者の方々が生き生きと過ごしてもらうための種まき、こういうような思いで今日は質問をさせていただきました。全てすぐすぐできることではなくて、社会の情勢というか、そういう機運というか、雰囲気というか、そういうのを変えるためにはすごく時間がかかつて意識改革をまずしていけないといけないことだと思うんですけども、何かこの令和という時代に入つたら、そういうことが可能なんじゃないかとすごく希望

を持って今日は発言をさせていただいたんですね。

高速道路のことも災害のこともありますし、今からインバウンドが増えます。インバウンドが増えて東紀州にも、紀伊半島にもたくさんの外国人旅行者が来てくれると想定をしています。

でも、そのときに、やはり道路がないと来れませんよね。まずは道路を整備していただきたい。それが一つ目の思いですし、お客様がいらっしゃったときに、地元がホストとしてちゃんと受け入れられる、そしておもてなしをできる、そういう人材育成というか、そういう人がやっぱり大切だと思いますので、そのためには、女性も高齢者も子どもたちも元気で生き生きと過ごしていないと、その人口の少ない中で受入体制が整わないと思っているので、本当に総活躍じゃないですけども、みんなが安心して過ごせる社会で、そして楽しく地域のよさを外国に情報発信するなりの方が必要かと思っていますので、それは全てつながると思うんですね。日常のそこに住んでいる人たちの生活も大切ですし、それも生き生きと過ごしていただきたい、そして外国人で来ていただく方、また国内旅行で来ていただく方、スポーツ集客で来ていただく方々にも、元気に私たちがおもてなしをしたい、そういうようなすごいホスピタリティというんですか、そういうことのあるまちにしていけないといけないと思っておりますので、その機運をつくっていくのは、やっぱり数少なくいる地元民だと思いますので、地元の人たちが元気で暮らせるような仕組みづくりを、ぜひこの三重県が率先して進めていっていただければなと思うところであります。

ちょっと一人でしゃべってしまいましたけれども、もしこういうことで知事の思いがあればお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 確かに谷川議員おっしゃるとおり、特に税金を使わせていただくので、予防してたら何も起こらないということが成果なんですけれども、この成果というのが見えにくいので、今まで予防というところに力がなかなか入りにくかったというのはあろうかと思いますけれども、今、私も

全国知事会の防災の委員長をやらせていただくときも、例えば南海トラフが起こったときに、その経済的損失を少なくする、あるいは人的被害を少なくする、そのために今投資をしておくんだということを申し上げることも多いですので、そういう観点からこのいろんな資源配分、人的な、財政的な資源配分においても、そういうことを念頭に起きながらこれからも進めていくことが大事だと思っています。

〔32番 谷川孝栄議員登壇〕

○32番（谷川孝栄） ありがとうございます。

今日、何か令和、みんなに初場所と言われておりますが、初日の一般質問を新たな気持ちでさせていただきました。知事の力強い答弁もいただきましたので、またともに頑張らせていただければと思います。本日はありがとうございました。これで終結させていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（北川裕之） 19番 野村保夫議員。

〔19番 野村保夫議員登壇・拍手〕

○19番（野村保夫） 議席番号19番、自民党会派、海女と真珠のふるさと、鳥羽市選出の野村保夫でございます。今期から、青峰という一人会派で活動させてもらってございましたけども、自民党会派のほうに入れていただきまして活動をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

そして、今回の質問なんですけども、先ほどの谷川議員と比べると私のローカル色豊かな質問になろうかと思いますので、その辺もよろしくお願いいたします。

そして、今回の統一地方選挙で鳥羽市内を各地歩かせていただきまして、そこでいただいた声を少しでも届けさせていただきたいというのが今回の質問の趣旨でございますので、そのあたりのところをよろしくお願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告してあります件について質問をさせていただきます。

まずは、海女文化の振興について質問をいたします。

去る5月20日、鳥羽市と志摩市が共同で申請していた、海女に出逢えるまち 鳥羽・志摩 素潜り漁に生きる女性たちが日本遺産に認定されました。県内において、日本遺産認定は明和町の、祈る皇女斎王のみやこ 斎宮と、伊賀市と滋賀県甲賀市の忍びの里 伊賀・甲賀 リアル忍者を求めてに次いで3番目の認定になります。

海女漁の歴史は約2000年にさかのぼると言われており、10年前には私、全国に2000人、海女さんがいますけれども、その半数の1000人が志摩半島に住んでいるということを説明していましたが、さきの海の博物館の調査によりますと、鳥羽市に430人、志摩市に230人と、合わせて660人の海女になってしまったというふうに言われてます。両市では、日常的にこういった海女文化を感じることができます。

こうした歴史文化の重要性を国内に改めて発信しようと、文化庁に日本遺産認定の申請を行っていたものが実を結んだものであります。

日本遺産とは、地域の伝統文化の魅力を伝えるストーリーを認定するというものであり、今回、我が国を代表する遺産として高く評価されたということです。このニュースを聞いたとき、私は地域の関係者の努力や、何より日々海に潜って漁をしている海女さんたちを知っているだけに、喜びもひとしおでございます。

今、地元の鳥羽市をはじめ志摩市では、この快挙に大いに盛り上がっているところであります。

(パネルを示す) これは、鳥羽市役所に張られた懸垂幕ですけども、このようにして鳥羽市を挙げて喜んでいるところであります。

海女漁の技術は、2017年3月に国の重要無形民俗文化財に指定され、日本農業遺産認定に続いて日本遺産にも認定されて、海女文化そのものに重みを増したと感じているところでありますが、今回の日本遺産への認定をはずみとして、地域の活性化や観光振興につなげていくことはもちろん、目指すところは、地域の悲願であり、元海の博物館館長の故石原義剛館長の悲願でも

あるユネスコ無形文化遺産登録ではないかというふうに考えています。

海女文化につきましては、文化財保護の観点に加え、漁業振興や観光振興の面からも、その価値を広く訴え、伝えてゆくことが重要であると考えています。

今後、県としてどのような支援に取り組んでいくのか、知事の意気込みも含めてお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 海女漁のユネスコ無形文化遺産への登録などに向けて、その他、海女漁の振興についての県の取組ということで答弁したいと思います。

海女文化は世界に誇る貴重な文化遺産で、鳥羽・志摩の海女の皆さんは、伝統的な素潜り漁を大切に継承してこられました。こうした伝統を次の世代につなげていくために、海女漁を振興していくことは私の使命でもあると考えております。

鳥羽市、志摩市の地域の皆さんは、海女文化を全国に発信するため、地域一体となって海女サミットや海女シンポジウムの開催、海女ものの販売など、様々な工夫を長年にわたり積み重ねてこられました。

私自身も、海女を応援する全国海女文化保存・振興会議の会長として、全国9県で力を合わせ、海女漁のユネスコ無形文化遺産登録に向けて、国、文化庁に強く働きかけるとともに、地域で開催されるイベントに参加し、PRに努めてまいりました。

これらの積み重ねが、平成29年3月の国重要無形民俗文化財指定、日本農業遺産認定、これも平成29年3月ですが、このたびの令和最初の日本遺産認定につながったものと考えております。改めまして地域の皆さんのこれまでの地道な努力に、また本当に日々、潜って頑張っている海女さんたちに心から敬意と感謝を表したいと思います。

こうした中、県としましては、海女文化の振興に向けて、今後も文化財保護、漁業振興、観光振興の三つの柱で取り組んでまいります。

まず、文化財保護の面では、海女漁の技術や海女漁にかかわる祭りなどの海女習俗について調査を行い、映像記録を作成し、ユネスコ無形文化遺産登録のためのデータとして、SNS等で世界に発信をしていきます。

また、海女漁が国や県の文化財指定を受けている三重、石川、福井の3県が連携して、海女文化を紹介するパネル展示のほか、海女の皆さんや有識者によるトークイベントを三重テラスなど全国各地で開催していきます。

漁業振興の面では、海女漁業の重要な漁獲物であるアワビ類の資源増大や、海女もん商品の販売促進などに取り組むことで、海女の所得向上を図っていきます。

さらに、今年度からは、観光と連携した海女漁業の魅力を発信する体制づくりを進め、海女の年間を通じた収入の確保につなげていきたいと考えています。

観光振興の面では、海女漁は、三重が世界に誇る日本文化の一つとして、観光誘客の強力な資産となっています。私自身、平成29年にタイ、ベトナムで、平成30年にはタイでトップセールスを行い、海女小屋体験や、海女と一緒にダイビングする体験プログラムなどを紹介したところです。

また、今年5月にはフランスの旅行会社が海女小屋を視察したほか、6月下旬にもタイの旅行会社が視察する予定となっています。

今後も、SNS等による情報発信や、メディアによる取材及び旅行会社による視察の受け入れ等を通じて、国内外のより多くの方々に海女文化を知っていただき、三重県への来訪につなげてまいります。

このような取組を通じ、ユネスコ無形文化遺産登録に向けてさらに機運を醸成し、国内候補として選定されるよう、海女漁に関する先進県のリーダーとして、地域の皆さんとともにしっかり取り組んでまいります。

先ほど野村議員からもおっしゃっていただきましたけれども、故石原館長の強い御遺志をしっかりと実現をするということが大事だと思います。石原館長のその信念があったればこそ、今日までの状況があると思っていますので、その御遺志にしっかり応えるべく、また今回、山本教和議員が海女振興

協議会の会長にもなっていただきましたので、多くの皆さんと連携をし、何より地元の海女さんたちの笑顔が増えるように頑張っていきたいと思います。

〔19番 野村保夫議員登壇〕

○19番（野村保夫） ありがとうございます。

知事の力強いお言葉をいただきまして、鳥羽・志摩の海女を中心に本当に海女たちも喜んでいることと思います。

そして、鳥羽市のほうも今月6日の中日新聞に載っていたんですけども、フランス、ドイツ出資の公共放送アルテの番組撮影が始まったということが取り上げていただいております。これはヨーロッパからの誘客を目指して鳥羽市が招いたもので、9月、10月にフランス、ドイツの地上波番組、旅への招待という放送がされるほか、またEU諸国にも放送されるということで、鳥羽市のほうも一生懸命、海女文化というものを全国及び世界に発信しているということで、観光協会ともに頑張っておりますので、またそのあたりのところもよろしくお願いいたします。

続きまして、沿岸漁業の振興について質問をさせていただきます。

三重県の水産業は、その海岸線が約1088キロメートルあり、大小の河川が注ぎ、遠浅の砂浜が広がる伊勢湾地域、湾内の海水と外湾の海洋水が複雑にまじる伊勢湾口部や、リアス海岸による天然漁礁を有した好漁場の鳥羽志摩地域、黒潮踊る熊野灘地域に分かれ、それぞれの地域の特色を生かした多種多様な漁業が営まれています。

伊勢湾地域では、イワシなどをとる船びき網漁業や、アサリなどをとる採貝漁業、青ノリの養殖などが行われています。

伊勢湾口部に位置する鳥羽志摩地域では、代表的な海女漁業によるアワビ、サザエ、ウニ等のほかにも、タイ、ヒラメ、トラフグなどをとる一本釣りやはえ縄漁が行われており、カキや黒ノリの養殖も盛んに行われています。

さらに、熊野灘海域では、ブリなどをとる定置網漁業やマダイやクロマグロなどの養殖なども盛んに行われています。

このように、三重県は多種多様な漁業が営まれる、全国でも有数の水産県

ですが、近年では、イカナゴ、三重県でいいますとコウナゴですけども、その不漁といえますか、もう中止、アサリの激減などに見られるように、原因がはっきりとしませんが、これまでとれていたものがとれなくなってしまうという状況が現実として漁師に突きつけられています。

漁獲量の減少は、海女や漁師などの漁業従事者のほかにも大きく影響しています。漁業従事者の減少は、漁村の活力低下にもつながることが危惧されるなど、全国的にも大きな問題となっています。自分の周りでも漁船の数が目に見えて減ってきているのがよくわかります。今日も朝から浜辺へ行きますと、本当に漁船の数が少なくなっていて、かつてあったあの漁船はどこに行ったのかなというふうに感じるところであります。何とかこの漁業従事者を維持していくためには、飯が食えるといえますか、生活ができる、なりわいができるということが大切だと思います。

そこでお聞きしたいんですけども、漁業で生活ができていく環境をつくっていく安定的な漁獲量の確保に向けて、種苗放流や水産資源の増大、築磯等の漁礁の構築や藻場の造成など、漁場環境の整備が重要と考えますが、県としてこれまでどのように整備を進めてきたのか、また今後の見込みはどのように考えているのかお聞かせください。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 沿岸漁業の振興に向けた水産資源の増大あるいは漁場環境の整備に関する県の取組についてということで、お答えをさせていただきます。

マダイ、アサリ、アワビなどに代表されます沿岸水産資源の漁獲量は、平成29年には約9000トンと、平成20年の約1万9000トンに比べ半減しておる状況でございます。

このような中、県では、将来にわたり安定的に沿岸漁業が継続できるよう、漁業者が主体的に取り組む資源管理計画の策定を支援しており、現在、1700人余りの漁業者の皆さんが、定期休漁や漁獲量の制限、禁漁区の設定、漁獲物の規制などの取組を実践していただいております。

また、水産資源の増大を図るため、平成27年度に策定しました栽培漁業基本計画に基づき、マダイ、ヒラメ、アワビ等の種苗生産や放流を行っておりまして、マダイやヒラメにつきましては、放流後の回収率の結果から、資源増大の効果が確認されておるところでございます。

また、アワビ類につきましても、大型種苗を放流する試験におきまして、回収率が2倍に高まるなどの効果が確認されており、鳥羽市におきましては大型種苗の放流が実践され始めておるところでございます。

さらに、県では、単価の高い黒アワビでありますとか、希少価値の高いマダカアワビの種苗生産技術の開発、アワビが生息しやすい構造のコンクリート板で造成した漁場の効果の検証に取り組んでいます。

また、漁場環境の整備としましては、アワビやサザエの生息場となる、アラメ、カジメなどの藻場の再生に取り組んでおり、海藻を付着させるコンクリート製ブロックの計画的な設置でありますとか、海藻類の移植等の対策及びモニタリング調査を実施し、これまでに、およそ28ヘクタールの藻場を造成してきたところでございます。

このほか、自然石の投入によりますイセエビの生息場の整備など、市町が行っていただく漁場造成事業についても継続して支援しておるところでございます。

引き続き、これらの取組を着実に進めますとともに、今年度から新たに、科学的根拠に基づく精度の高い資源評価を実施し、その評価結果を漁業者の皆様提供することで、資源管理計画をブラッシュアップする仕組みを構築していくなど、漁業者の所得向上や新規参入者の確保につなげていきたいと考えております。

〔19番 野村保夫議員登壇〕

○19番（野村保夫） はい、ありがとうございます。藻場の再生や保全、築磯等の漁場造成事業に関係市町とともに取り組んでいくということで、よろしくお願いしたいと思います。

どこの漁村へ行っても言われることが、後継者の育成ということをよく言

われるんですけども、先ほど申し上げたように、やっぱり生活ができて、そして自分も生活しながら育てていくということがないと、なかなか後継者というのは育っていかないと思いますので、そうなれば、やっぱり種苗放流とか築磯とかということが大切になってくようかだと思いますので、そのあたりのところも本当にあわせてよろしく願いいたします。

続きまして、黒ノリ養殖業の振興策について質問をさせていただきます。先週の6日に自民党の村林議員の代表質問で、漁場環境変化への対応の質問で、黒ノリの色落ちのことを言われておりましたけども、窒素などの海水の栄養が不足しているのと言われていましたが、少しだけ補足をさせていただきます。

（パネルを示す）これが今年2月に私、答志島の桃取町へ行ったんですけども、本来は摘んだノリが黒いと製品になるんですけども、このように、緑から白っぽくなっているというようなことで、今回、水温の関係か何かというようなことを漁業者の方が言われてましたけども、（パネルを示す）これはこのように摘んだんですけども、製品にならないので、ここへ廃棄しているというようなことであります。

私がちょうど伺ったときも、今何してるんやというふうなことを、友達がいたので言いましたら、そこでは、摘みに行っても商売にならんのもう寝とるんやと、寝とるだけでもう腰が痛いわというようなことを言ってるぐらい、もう今回の色落ちが、というようなことを言われてまして、それはノリだけじゃなくて、ワカメやらヒジキやらアオサにしても、全体的に海藻類は今回はすごく悪かったんで、今年の分については今から数字を挙げさせてもらうんですけども、なかなか参考にはならないかと思いますので、これまでの数字をもとに今から質問をさせていただきます。

三重県の黒ノリ養殖は伊勢湾沿岸部から鳥羽、南勢地域で行われております。生産枚数、生産金額、経営者数は県全体では大きく減少していますが、鳥羽地域では横ばいから少し減少傾向にあります。平成30年度は、先ほど申し上げたとおり、あまり参考になりませんので、平成29年度の数字で紹介し

ますと、（パネルを示す）これなんですけども、三重県全体では生産枚数は約1億9200万枚、生産金額では約20億4300万円あります。鳥羽地域は約8400万枚の生産枚数で、金額では約8億6400万円と県全体の約40%を占めており、本県の黒ノリ養殖の重要な産地となっています。

しかし、黒ノリ養殖は、個々の経営体が海での摘み取りから陸上での加工作業まで一貫して行っており、加工の期間中は早朝から深夜まで家族交代で働き続けなければならない、時には徹夜で行う場合もあり、非常に重労働となっています。

また、加工機械の維持や更新では、新しく入れかえると乾燥機だけでも2000万円を越えてしまう、3000万円ぐらいいくかなと言っていましたけども、非常に大きな負担となっており、経営を圧迫していると聞いています。

このような中、陸上での加工について、労働時間の削減や生産性の向上を図る目的で委託方式による共同加工施設の導入が全国的にも主流になりつつあります。

共同加工施設の導入は、厳しい状況に置かれている黒ノリ養殖業の経営安定化には重要な取組だと思いますが、黒ノリ養殖業者の長時間労働の軽減や経営の安定化に向けた共同加工施設の導入状況と今後の予定についてお聞きいたします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 黒ノリ共同加工施設の導入状況及び今後の見込みについてということで答弁をさせていただきます。

黒ノリ養殖業では、個人経営体での加工機器への高額な投資の負担、あるいは海での収穫から陸での加工まで、昼夜にわたる長時間の労働等が課題となっておるところでございます。

このことから、平成26年度に県内初の試みとしまして、鳥羽磯部漁業協同組合が事業実施主体となり、答志地区に黒ノリ共同加工施設が整備され、その後、平成28年度には菅島地区において整備をされており、本年度は新たに桃取地区においても整備が進められておるところでございます。

共同加工施設の整備により、漁業者の加工作業が軽減され、労働時間が短縮されるとともに、海上作業に注力できるということから、ノリ網数を増やすことができるようになり、生産量も増加しておるところでございます。

また、高性能な設備で加工することで、ノリの品質向上や均一化が図られたことから、単価も上昇し、生産者の経営改善につながっています。

答志地区の事例においては、生産量でおよそ3割、単価でおよそ2割増加するなど成果が得られています。

さらに生産量の増加や単価上昇による受託販売手数料の増加により、漁協の経営改善にも寄与していると聞いておるところでございます。

一方、新たな地域への黒ノリ共同加工施設の導入に当たっては、個々の黒ノリ養殖業者の経営方針に違いがあるなど、地域内の合意形成が課題となってきます。

こうした黒ノリ養殖業における共同加工施設の導入は、就労環境の改善や経営の安定化に加え、漁業後継者の確保にもつながる有効な手段であると考えてございます。

県としましては、引き続き、鳥羽市の成果を他の地域に普及するとともに、合意形成への助言を行うなど、関係漁協等と連携して、黒ノリ共同加工施設等の導入を促進していきたいと考えております。

〔19番 野村保夫議員登壇〕

○19番（野村保夫） はい、ありがとうございます。

この5年間を見ても、三重県全体で174軒の業者がいたんですけども、それが144軒と30軒生産者が減少しています。この前、鳥羽磯部漁協の方と少しお話をする機会があったんですけども、平成14年に鳥羽磯部漁協が統合して合併した当時から見ると、黒ノリ業者はもう半分に減ってしまっているというようなことも言っておられました。

これはやっぱり設備投資の金額の大きさもありまして、今から船から全てそろえると1億円を越えてしまうんじゃないかというようなことも言っておられましたので、なかなか新規参入は難しいということで、今、行われてい

る業者の方に継続してもらうためには、今、部長おっしゃったように、労働時間の短縮とか家族全体が疲れてますので、そのあたりのところを進めていただけると。

鳥羽市のほうは、答志島、菅島、それから桃取というふうに3カ所できているんですけども、これを県全体に広げていただいて、少しでもこのノリが、三重県の主要産業ですので、そのあたりが継続できるように、何とかお願いしたいと思います。

先ほど部長の話の中で、生産枚数も30%増、単価も20%増になったという、こういった結果も出ておりますので、そのあたりのところもよろしく願いたいと思います。

続きまして、食関連産業における人材の確保、育成について質問をさせていただきます。

三重県は、温暖な気候や、恵まれた地形により育まれた、豊富な農林水産資源があります。中でも、鳥羽・志摩地方は、イセエビやアワビ、サザエ、イワガキ、それに海藻類のワカメ、ヒジキなど、海の幸に大変恵まれており、古代にはみけつ国、すなわち天皇の食べ物を献上する国として知られていました。

私の地元の鳥羽市には、贅遺跡と呼ばれる古い遺跡もあり、飛鳥、奈良時代以前にも朝廷への海産物献上に関連する施設があった可能性があると言われてしています。

また、5月17日に、ミシュランガイド愛知・岐阜・三重2019特別版が発売されました。三重県では、レストランが168件、宿泊施設が41件掲載され、そのうち三つ星が1軒、二つ星が2軒、一つ星が8軒と評価されるなど、三重県の飲食店や宿泊施設が高く評価されています。

先日、調理師の方とお話しする機会がありまして、その方からは、人材の確保が難しい、全体的に人手不足である、就職しても若者の定着率が低く、技術は見て覚えるという徒弟制度の名残があり、人材育成が十分にできない、それと板前の技術を覚えるまでには時間がかかるといった業界の悩みを訴え

ていました。

食関連産業は、飲食業や宿泊業などのサービス産業だけでなく、農林水産業をはじめ、食品製造、加工業など多岐にわたり、県内の多くの雇用を支える重要な産業ですが、関連する産業の人材不足への対応や人材育成の取組は遅れているように思います。

県では、国内市場の縮小や、人材の確保が困難となる中、三重県の食関連産業を持続的に発展させるため、人材の確保及び食関連産業の将来を担う高度人材の育成に取り組むこととし、本年度末には産学官連携による、みえ食の人財育成プラットフォームを設立するとしています。

そこでお聞きいたします。裾野の広い食関連産業における人材の確保、育成にどう取り組んでいくのかお聞きいたします。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） 食関連産業における人材の確保、育成にどう取り組むかという御質問でございました。

食関連産業は、第1次産業から第3次産業まで裾野が広く、全産業における事業所数、従業員数が高い割合を占めるなど、本県における重要な産業の一つとなっております。

その一方で、他産業に比べて、従業員の定着率が低い、労働生産性が低いと言われておりまして、魅力ある職場づくりとあわせて、新商品の開発や魅力あるサービスの提供など、新たな価値創出ができる中核人材の育成や、新たな人材の確保が求められていると考えております。

そのため、県では、みえ食の産業振興ビジョンに基づき設置をいたしました、みえ食の人財育成推進会議の提言を受けまして、食に携わる人材育成を効果的に進めるための新たな仕組みである、みえ食の人財育成プラットフォームの設立の検討を行ってまいりました。

現在は、農業や水産業関係団体、食品製造業、飲食・宿泊業、大学、調理専門学校、高等学校等、様々な関係者の協力をいただきまして設立準備会議を設置をし、組織のあり方や具体的な取組内容等について検討を行っており

ます。このプラットフォームでは、農林水産業者、食品製造業者、飲食・宿泊業者を主な育成対象としておりまして、みえの食が将来にわたり持続的に発展できるよう、新たな価値を創出する人材の育成、みえの食関連産業に従事する人材の確保を注力する取組の柱といたしまして、来年3月の設立に向けて準備を進めているところでございます。

具体的な取組案といたしましては、食品衛生や経営マネジメント等の基礎研修はもちろんのこと、県内食関連産業における商品やサービスに新たな価値を創出できる人材を育成するため、三重の食文化や伝統への造詣を深めた上で、三重の食の特性を生かす商品開発、三重ならではのホスピタリティなど実践的な研修を実施していきたいと考えております。

加えまして、食関連産業に魅力を感じ、従事したいと考える新たな人材を確保するため、子どもたちを対象といたしました食に関する体験学習イベント、学生を対象といたしました第1次産業から第3次産業までを横断したインターンシップなど、食関連産業に親しみを感じていただける取組についても検討を行っているところでございます。

また、職場環境を改善し、従業員の定着率を高めていくため、産学官交流サロンを開催いたしまして、企業間交流を促進することに加えて、企業が学生等から職場に求めるニーズ等を捉える機会を提供したいと考えております。

食関連産業における人材を確保、育成していくためには、次代を担う若者に食に携わる楽しさや重要性をしっかりと伝えていくことが重要だと認識しております。

その上で、産学官が連携し、オール三重で取り組むことにより御食国にふさわしい、みえの食の将来を担う人材の育成につなげていきたいと考えております。

〔19番 野村保夫議員登壇〕

○19番（野村保夫） 詳しく説明していただきましてありがとうございます。

先ほども説明させてもらったように、お話しさせてもらった方は、調理師会の重鎮の方なんですけども、その方がもう挨拶で15分ぐらい切々と訴える

のが、昔の徒弟制度があつて、なかなか辛抱もしにくいということで。しかし、そう言いながら我々の技術は今日、教科書に書いてあるものを見て今日覚えられるのかというようなものでなくて、やっぱり技術というのは経験と、そういったいろんなやることが大事なことで、なかなか一朝一夕には覚えられないということで、そのあたりのところをどのようにするかということ、給料上げてみようかといろいろ考えているらしいですけども、本当に苦労されているというふうなことを言っておられましたので、そのあたりのところも、またよろしく願いますということで、県のほうもいろいろ考えてくれているんですけども、これからもよろしく一緒になって考えてやってください。お願いします。

続きまして、観光防災の取組について質問をさせていただきます。

先日、発表されました平成30年の観光レクリエーション入込客数は4年連続で増加し、過去最高を記録した昨年をさらに上回る4261万人となりました。三重県の豊かな自然や、そこで育まれる海や山の幸、先人から受け継がれた多様な歴史や文化、様々なアミューズメントスポットなどを求め、全国はもとより、世界から多くの観光客が訪れていただいております。

一方、近年では、台風の大型化や局地的な豪雨、30年以内の発生確率が引き上げられた南海トラフ地震など、県内でも大規模な自然災害による深刻な被害が懸念されています。

このような中、県内に訪れていただいている多くの観光客を災害から守るために、地域全体での観光防災の取組が重要となってきました。

観光客の皆さんは、地域の住民に比べ、その地域の土地勘がほとんどない上に、その地域が過去にどのような災害に見舞われ、そうした場合にどのように対処すればよいか知りません。特に外国人観光客の方は、自国と環境が大きく異なることから、災害や事故が起こることを想定することさえも困難であったり、災害等の発生時には十分なコミュニケーションがとれずに孤立し、パニックに陥ってしまうおそれがあります。

また、地域の住民の方との大きな違いは、観光客の皆様は、観光地におい

て事前の避難訓練ができていないということです。

そのため、観光客の命を守るためには、観光事業者と地域、行政が連携して、日ごろからの備えを行い、災害等が発生した場合に、限られた時間内で迅速かつ的確に行動することが非常に重要であります。

平成23年10月に施行された、みえの観光振興に関する条例にも、観光旅行の安全確保の取組として、県は、観光旅行の安全の確保を図るため、観光地における防災対策、観光旅行における事故の発生の防止、観光地における事故、災害等の発生の状況に関する情報の提供等に必要な施策を講じるよう努めなければならないと定められています。

そこでお聞きします。観光客を災害から守る観光防災の取組について、観光事業者や地域の関係者と連携して、どのように取組を進めていくのか、お聞きいたします。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 観光防災の取組についてお答えをさせていただきます。

昨年度は、関西に甚大な被害をもたらした台風第21号など大規模自然災害が頻発し、観光にも大きな影響が生じたところです。被害の減少、早期の復旧につなげるためには、訓練等事前の対策を講じることが重要です。そのため、国内外からの観光客を災害から守る防災・減災対策を関係部局、市町、観光事業者等と連携して進めているところです。

平成30年3月に策定しました三重県防災・減災対策行動計画では、観光防災の取組を、1観光関係者に向けた観光防災の取組事例の共有、2観光地の防災対策にかかる人材育成及び課題検討の場づくり、3観光客への対応を想定した訓練の実施という流れで再構築し、重点行動項目に位置づけ取り組んでいます。

昨年度、観光防災の取組事例の共有を目的に開催したセミナーでは、鳥羽市からSNSを活用した情報発信や、案内標識をイラストであらわすピクトグラムによる避難誘導看板の設置などについて発表いただきました。あわせ

て、県と包括協定を締結しています、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の協力により、実際に災害が起こった際の外国人旅行者への対応についての講義を行いました。参加者からは、事例を通して学べ、非常に有意義な研修だったという意見が寄せられました。

また、人材育成及び課題検討の場づくりでは、大紀町地域活性化協議会と連携し、外国人旅行者も想定した観光防災研修を実施しました。

さらに、避難訓練では、南伊勢町観光協会と連携し、漁業体験時に地震が起こったと想定した避難訓練を実施しました。

また、台風第21号をきっかけにして学んだ災害時の外国人対応の教訓を生かし、外国人旅行者への対応として、観光事業者、宿泊施設の方々が地震、津波などの災害時に意思疎通を図るための災害時コミュニケーションカードや、国のツーリストコールセンター、災害時情報アプリ、Safety tipsなどの情報を5言語でまとめたツール一覧を、ホームページ観光三重や防災みえ.jpなどで公開するとともに、市町、観光事業者等に配付し、その活用を働きかけたところです。

今年度は、観光防災の取組をより県内全域に広げるため、これまで開催していない地域でのセミナーの開催や、避難マップ作成による課題検討の実施、多言語での情報提供を取り入れた避難訓練の実施に、関係部局、市町、観光事業者等と連携して取り組みます。

さらに、外国人旅行者への対応力強化や観光施設等でのBCP策定を重点にしたセミナーの開催とともに、多言語の防災情報ツールの活用を継続して働きかけ、増加する外国人旅行者への対応も含めた観光防災の一層の日常化を進めつつ、災害発生時における現場の対応力を高めていきます。

〔19番 野村保夫議員登壇〕

○19番（野村保夫） はい、ありがとうございます。いろんなツールを使って対応力を増していくということで、ありがとうございます。

今、いろんな、大型客船なども来て、外国人観光客の方が来るんですけども、一時的に来て、2日ぐらいで帰ってしまうので、なかなか訓練というの

も難しいところがあります。ですので、やっぱり観光事業者でその辺のところを、先ほど言われたように、カードを使うとか、言葉がしゃべれないので、そのカードの中を示して逃げてもらうということですね。そういったことを使いながら、たくさんの方に逃げてもらわなあきませんので、しっかりと教えていただきたいと思います。ありがとうございます。

あと、鳥羽市は、帰宅困難者の方の対応でも、商工会議所とか観光協会とか鳥羽市の行政も一緒になって帰宅困難者の方の対応をしているというあたりも、一生懸命取り組んでおります。

そういった事例も参考にさせていただくところはさせていただいて、今後、ますます対応をよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、健康寿命の延伸について質問をさせていただきます。

現在、日本の課題としてよく取り上げられるのが少子高齢化であります。それは、本県でも同じであり、少子高齢化による人口減少が加速してきています。

私の住まいする鳥羽市でもその傾向は顕著であり、国立社会保障・人口問題研究所が出した将来推計によると、2015年には1万9448人であった鳥羽市の人口が、2040年には1万114人と約半分になってしまうといったデータが出てきています。この数字だけ見ると今後の鳥羽市はどうなっていくのだろう、鳥羽市はこのまま存続できるのかといった思いを強くするところではありますが、これは鳥羽市だけの問題ではなく、三重県でも同じように人口が減少してきており、特に過疎化が進む県南部地域も同じような思いを持っておられると思います。

先ほども申し上げたように国全体の傾向であり、国で議論されている内容によりますと、2040年には日本の人口が1億1000万人に減少し、2015年には現役世代2.3人で1人の高齢者を支えていたものが、1.5人で1人を支えなくてはならない状況であるとしています。三重県においても2040年の人口は約150万人に減少し、2015年には2.1人で1人の高齢者を支えていたものが1.4人で1人の高齢者を支える形となることが見込まれています。

今回の選挙戦で、各地域の方の意見には、若者も少なくなってしまう、地域の活力もなくなってきたとか、年寄りばかりでこの先どうなってしまうんだろうと、こんな声をよく耳にしました。

そこでものの見方、考え方を変えてみる必要があるのではないかと思います。高齢化社会が進む中で、就労意欲のある元気な高齢者もたくさんいます。先ほど現役世代が何人で高齢者を支えるかのデータを紹介しましたが、元気な高齢者が支えを必要とする高齢者を支える、元気な高齢者を分子に入れるのではなく分母に入れてみる、そういった発想も必要になってくるのではないのでしょうか。

そのためにまず健康であること、病気にならないこと、要介護の状態にならないこと、すなわち健康寿命を伸ばしていくことが大切になってくると思います。

県では、健康づくり基本計画に基づき、様々な取組を行っていると思いますが、やはり県民一人ひとりの健康寿命を伸ばすためには、行政から一方的に健康づくりを推進するのではなく、県民自らが健康づくりに取り組んだり、その取組を周囲が応援することが大切であると思いますが、県として健康寿命の延伸に向け、どのような取組を行っているのかお聞きいたします。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 健康寿命の延伸に向けた取組についてお答えをいたします。

少子高齢化により、社会の担い手不足が進む中、高齢者の方々が健康に不安を感じることなく、希望に応じて働いたり、地域の活動に参加していただくことは大変重要であり、そのためには、日ごろから健康づくりに取り組むことが大切であります。

これまでも、三重の健康づくり基本計画に基づき、生活習慣病対策として、子どものころからのがん教育や適切な食習慣の習得、歯と口の健康づくりに取り組むほか、関係機関と連携をいたしまして、がん検診の重要性や生活習慣病予防の啓発など、様々な取組を行ってまいりました。

その結果、男女とも健康寿命は延伸傾向にあるものの、平均寿命の伸びには及ばないなど課題もあることから、より多くの方々に健康づくりに取り組んでいただくための社会環境づくりを進めていただく必要があります。

そこで、県民の皆さんが主体的に健康づくりに取り組んでいただけるよう、平成30年7月から、29市町と連携をし、三重とこわか健康マイレージ事業をスタートしたところです。

本事業は、県民の皆さんが市町やマイレージ取組協力事業所の健康づくりメニューに参加することで、特典やサービスを受けることができ、健康づくりに取り組むきっかけとなるものです。

加えまして、今年度は三重とこわか県民健康会議を設置をいたしまして、企業、関係機関・団体、市町とのさらなる連携により、広く県民の皆さんを対象としたイベントや健康づくりに関する好事例の情報発信を行うとともに、企業における健康経営の取組も推進するなど、社会全体で健康づくりに取り組む機運の醸成を図ることとしております。

第8回みえ県民意識調査においても、県民の皆さんが幸福感を判断する際に重視した事項として、健康状況が最も高くなっております。こういった県民の皆様の意識の高まりを好機と捉えまして、全てのライフステージにおいて健康づくりに取り組んでいただけるよう、企業、関係機関・団体、市町と連携し、一層取組を推進してまいります。

〔19番 野村保夫議員登壇〕

○19番（野村保夫） ありがとうございます。

健康マイレージ事業などを使ってきっかけづくりをしていくということでもあります。健康で元気に歳をとることが本当に大切だと思います。

再度、質問させていただきます。

医療の発達などによって過去に比べて肉体的にも精神的にも元気な高齢者の方が増えてきています。高齢社会において、元気な高齢者が地域の担い手として活躍することで、社会の中で役割を持ち、生きがいを感じることで自らの介護予防につなげていくことが必要なことではないでしょうか。県では、

元気な高齢者の社会参加を促進するために、どのような取組を行っているのかお聞きかせください。

○医療保健部長（福井敏人） お答えをいたします。

みえ高齢者元気・かがやきプランにおきましては、高齢者が活躍する支え合いのまちづくりを重要な柱の一つに位置づけておりまして、元気な高齢者の方々が生きがいを持って過ごせるよう、その活躍の推進に取り組んでおるところでございます。

元気な高齢者の活躍推進に向けましては、高齢者の社会参加の促進と、地域における見守り、買い物などの生活支援の充実の双方を推し進める取組として、地域貢献活動に意欲のある高齢者団体を対象として、地域活動に関する研修会を開催しております。

また、三重県発の取組といたしまして、介護助手を推進しております。これは、元気な高齢者の方々が住み慣れた地域の中で就労先を確保しつつ、御自身の介護予防にもつながるという取組でございまして、これまで県内の介護老人保健施設など44施設において実施がされておるところでございます。

県といたしましては、元気な高齢者の方々が地域において活躍できるよう引き続き、その支援にしっかりと取り組んでまいります。

〔19番 野村保夫議員登壇〕

○19番（野村保夫） 介護助手などに参加してもらってということで、私も自分のいろんな報告会などに来てもらうほうですので、そこへ来れるということは元気なお年寄りなんですけども、その方たちが、自分たちは、歳とっても老人ばっかりになってもてどうするんですかというようなことを言われるので、皆さんのように、元気に歳をとって元気な人がちょっと困っている人を見るようにすれば、それでええんやないかというようなことで、もっと健康教室なんかに参加するとか、そういったことは各自治体で取り組んでもらったりしたらどうですかというふうなこともお話しさせてもらったんですけども、今、うちの奉仕作業なんかでも、老人会や老人クラブというのが一番参加人数の多い団体になってきておりまして、地域の奉仕作業の中

で一番の戦力になってきております。そのあたりのところがやっぱり、先ほど言いましたように、自分たちで分子に入るのではなくて、分母に入って、自分たちで自分たちを支えるという仕組みができていけば、そんなに心配することではないんじゃないかというふうに自分勝手に答えさせてもらったんですけども、そのような社会づくりというか、環境づくりをぜひともお願いしたいと思います。

3分時間があるんですけども、今回は選挙戦で各地を回らせてもらいました、そのときにいただいた意見を中心に質問させてもらったということと、今回海女、日本遺産に認定されたというホットなところを質問させていただきました。これからも課題がたくさんあると思いますけども、また皆さんの御尽力、御努力によりまして、自分たちも一緒になって取り組んでいきたいと思っておりますけども、また御努力のほうをよろしくお願い申し上げまして、2分余りましたけども、ここで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（北川裕之） 本日の質問に対し関連質問の通告が1件あります。

藤田宜三議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。26番 杉本熊野議員。

〔26番 杉本熊野議員登壇・拍手〕

○26番（杉本熊野） 大変お疲れのところ、少しお時間を頂戴いたします。午前中の藤田宜三議員の外国につながる子供たちの就学前支援教室についてに関連をして、夜間中学の設置について質問させていただきます。

入管法が改正されて、外国人住民、外国人労働者が三重県内でもこれからさらに増加していくことが予想されます。昨年、平成30年12月25日に関係閣僚会議が公表した外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策では、日本語教育の充実の具体的な手だての一つとして、夜間中学の設置がうたわれております。全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとあります。この法的な根拠といいますか、背景は平成28年に制定されました教育機会確保法にあります。第14条で、地方公共団体は、夜間その

他特別な時間において就学機会の提供に必要な措置を講ずるものとするという
ことで、ここで義務づけをしております。

そして、この法律を受けて、平成29年3月に出されました文部科学省の基本方針では、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置されるよう、地方公共団体においてニーズ把握することや、協議会の設置をすること、そのことの推進を求めています。協議会は、教育機会確保法の第15条で構成員、次に掲げる者をもって構成するということで、この中身も規定をされていて、知事及び教育委員会、市町村長及び教育委員会、民間団体その他となっております。

実際、現実的に今、平成31年4月には全国で9都府県27市区に設置をされております。これまで夜間中学といいますと、義務教育未修了者にということで設置されていたんですけれども、今回はそれに加えて義務教育を修了していない外国籍の者、不登校などで学び直しを希望する者、さらには、今現在、不登校の生徒も夜間中学で受け入れることも可能となっておりますが、実際には、全体の約8割が外国籍の生徒たちです。夜間中学の設置については、これまでも本会議で取り上げられてきましたし、実は私も平成20年、もう10年以上前なんですけれども、一般質問で少し触れさせていただいたんですけれども、いよいよもうそのことを検討すべき時代に入ったと思います。そういう法律のというか、政治の状況というか、流れの中にありますので、そこで教育長にお尋ねをいたしますけれども、これまでこの法律ができてから以降になると思うんですけれども、夜間中学の設置に向けて検討がなされてきているのかどうか、検討状況はいかがでしょうかということと、今後の取組として協議会を設置すべきと私は考えておりますけれども、そのことについてはいかがでしょうかということをお尋ねします。

○教育長（廣田恵子） 夜間中学設置についての考え方、それから今後の協議会設置も含めての取組についての御質問でございます。

議員からも御紹介をいただきましたが、夜間中学は義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により、十分な教育を受

けられないまま中学校を卒業した方、外国籍の方などが義務教育を受ける機会を保障する機能を果たしており、不登校や外国人生徒が増加傾向にある中、その役割は重要であると考えております。

平成31年4月時点で全国9都府県27市区においてと紹介もいただきましたが、現在33校の市区立の夜間中学が設置をされており、これらにおいては現在、外国人を対象とした日本語指導が中心的な教育内容になっていると承知をしております。

本県では、平成28年度に国の事業を受託して検討会議を立ち上げ、平成29年度に県内市町における夜間中学の設置に関する意向調査を行いました。その結果、夜間中学の設置を具体的に考えている市町はございませんでした。それは本県においては、市町やNPO等による日本語教室、識字学級などが多く設置されており、これらにおいて夜間中学で行われているような日本語指導等の機会が提供されてきたことが影響しているものと考えております。

夜間中学については、外国人生徒の日本語指導のほか、多様なニーズに応える学び直しの場にもなっておりますことから、今後、市町とともに国の動向や他県の取組状況などを把握しながら、協議会の設置も含めて検討していきたいと考えております。

〔26番 杉本熊野議員登壇〕

○26番（杉本熊野） 平成28年に検討会議をして意向調査をして、そのときはニーズはなかったということですが、教育委員会の調査でございます。けれども、今回示されている内容は教育委員会の枠を越えていると思います。当事者、それから支援者、福祉関係者、外国人の支援者、多分これから企業等のところも私はニーズとしてはあると思うんですけれども、私は教育委員会の枠を越えてこれについては検討すべきだと思います。

そういった意味で協議会が知事及び教育委員会というふうになっておりますので、協議会の設置は教育長が判断するのでしょうか、それとも知事が判断するのでしょうか。

○教育長（廣田恵子） 法律には、都道府県及び区域内の市町村は、役割分担

を協議する協議会を組織することができるとなっておりますので、どちらが主体とかそういうことも含めて、済みませんが、研究をして、また進めていきたいと考えております。

〔26番 杉本熊野議員登壇〕

○26番（杉本熊野） ということで、どちらがということは決まってないということですので、今後やっぱり外国人住民、外国人労働者が増えていく中にあって、さらにいろんなニーズが高まってくると思いますので、ぜひオール県庁で知事はじめ、そのことについてはニーズ把握をぜひしていただきたいなと思っております。

県内、少なくとも一つはというあたりのことも基本方針やら、それからこの総合的対策の中にも書いてございますので、ぜひそのことを御検討いただきたいと思っております。大変文部科学省はこれについては積極的で、手引書やらマニュアルも、それからニーズ調査の方法も、具体的なアンケート調査の中身までも全部示して、ヒアリング調査やネット調査のことなどにも触れながら進めてほしいということが示されていますので、ぜひ積極的に進めていただきたいと思いますし、平成29年度からは、市町が設置するだけではなくて、県立学校、都道府県が設置する場合においても、義務教育費国庫負担制度、3分の1は国庫が負担するよというところも該当することになります。結局、それは県立であれば広域に受け入れることができるというところに理由があると思いますので、状況によっては広域な受け入れも必要になってくると思いますので、ぜひ県立の夜間中学設置も含めて、まずは協議会の設置を御検討いただきますことを御要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。（拍手）

○副議長（北川裕之） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休

会

○副議長（北川裕之） お諮りいたします。明11日は休会といたしたいと存じ

ますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（北川裕之） 御異議なしと認め、明11日は休会とすることに決定いたしました。

6月12日は引き続き定刻より、県政に対する質問を行います。

散

会

○副議長（北川裕之） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時8分散会